

令和2年度

子供農山漁村交流推進モデル事業の実態調査・分析

及びセミナー開催

報告書

令和3年1月

総務省自治行政局地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室

はじめに

1. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策に位置づけられる「子供の都市・農山漁村交流」の取組（以下、本取組という。）は、農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化にも寄与している。

このような効果を更に高めていくためには、送り側と受入側双方が緊密に連携し、事業実施により得られる知見・ノウハウの継承・蓄積や、P D C Aサイクルを反復することによる取組の質の改善などの観点が重要となる。

そのため、総務省が平成25年度から実施している子供農山漁村交流推進モデル事業について、これまで当モデル事業を実施した地方公共団体（以下「実施団体」という。）における実態調査を行い、モデル事業の成果や取組の継続を検証し、調査・分析した成果については今後の施策の参考とする。

また、全国各地でセミナーを開催することにより、全国の地方公共団体へ本取組をより進めることを目的としている。

2. 報告書の概要

（1）子供農山漁村交流推進支援事業の実態調査及び分析の業務報告

総務省は、平成25年度から小学生等の農山漁村宿泊体験交流活動を他の地方公共団体へ普及させるために、本取組を実施する地方公共団体をモデルとして実証する「子供農山漁村交流推進支援事業（モデル事業）」を行ってきた。

本業務では、平成25年度から平成30年度までの間に、子供農山漁村交流推進支援事業（モデル事業）を実施した44団体を対象にしたアンケート調査を実施し、実施後の取組状況や成果、課題や独自の工夫等を整理・分析し、特に優良な取組を抽出すると共に、特に優良な取組の特色等を紹介したパンフレットを作成した。当報告書にはアンケート調査の実施結果の取りまとめとパンフレットの内容を掲載した。

（2）子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中で、子供の農山漁村体験を新たに実施する又はさらなる進展を検討している地域・団体等では、例年とは異なる様々な課題・対応が求められた。

本業務では、新しい生活様式を踏まえた農山漁村交流や、感染拡大予防の取組について、特別講演、オンラインを活用した交流やガイドラインの紹介及び受入側の感染対策事例の発表をもとに、受入側の感染対策の在り方、送り側と受入側による協働で取り組む重要性等を考える機会として、全国4か所でセミナーを開催した。

当報告書では当セミナーでの発表内容を取りまとめて掲載した。

目 次

I. 子供農山漁村交流推進支援事業の実態調査及び分析の業務報告

1. 子供農山漁村交流推進支援事業を実施した地方公共団体を対象にした実態調査の実施	1
2. 「特に優良な取組事例」の抽出基準	8
3. アンケート調査結果の配点	9
4. アンケート調査結果に基づく抽出基準の得点と分析	12
5. 特に優良な「送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している 取組事例」の抽出結果	20
6. 継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の抽出	21
7. 特に優良な取組事例等の紹介したパンフレットの作成と配布	21
パンフレットの掲載内容	22

II. 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催概要

1. 開催方法の要点	49
2. 各会場の開催概要	50
3. 特別講演「長期化が予想されるコロナ禍の中での新たな安全、安心な子供農山漁村交流の 受入整備について」の要旨	54
4. 取組紹介「オンラインを活用した交流及び感染拡大予防ガイドラインの紹介」の要旨	61
5. 事例発表「子供農山漁村交流の受入に係る感染拡大予防の取組」の要旨	
(1) 宮城県会場の事例発表（達者村ホームステイ連絡協議会）の要旨	68
(2) 福岡県会場の事例発表（萩市ふるさとツーリズム推進協議会）の要旨	71
(3) 静岡県会場の事例発表（NPO法人伊豆自然学校）の要旨	74
(4) 千葉県会場の事例発表（NPO法人千葉自然学校）の要旨	77

I. 子供農山漁村交流推進支援事業の実態調査及び分析の業務報告

1. 子供農山漁村交流推進支援事業を実施した地方公共団体を対象にした実態調査の実施

「子供農山漁村交流推進支援事業（以下、「モデル事業」と表記）」を実施した地方公共団体による子供の農山漁村体験の取組の内、特に優良な「送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例」を抽出するために、モデル事業を実施した地方公共団体を対象に「モデル事業実施後の子供の農山漁村体験の取組具合等」を確認する実態調査を実施した。

(1) 実態調査の実施方法と回答件数

実態調査の実施方法と回答件数は以下の通りである。

調査対象
平成 25 年度補正～30 年度のモデル事業を実施した地方公共団体（実施団体）：45 件
【内訳】 ①送り側の役割を取り組んだ実施団体（送り側の実施団体）：11 件 ②受入側の役割を取り組んだ実施団体（受入側の実施団体）：37 件 （送り側及び受入側の双方の役割を取り組んだ実施団体：3 件を含む）
調査方法
①送り側の実施団体を対象にしたアンケート調査
②受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査
「アンケート調査票」の作成
（一財）都市農山漁村交流活性化機構（本業務の請負業者）がアンケート調査票を作成した。
【作成した調査票】 ①送り側の実施団体を対象にしたアンケート調査票（P 2～4） ②受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査票（P 5～7）
「アンケート調査票」の送付（令和 3 年 5 月 15 日）
（一財）都市農山漁村交流活性化機構は実施団体に対して「アンケート調査票」を送付した。
【送付した調査票の区別】 ①送り側の実施団体宛→送り側の実施団体を対象にしたアンケート調査票 ②受入側の実施団体宛→受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査票
「アンケート調査票」の受付（令和 3 年 5 月 18 日～6 月 19 日）
一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構は各実施団体からの回答を受け付けた。 アンケート調査の受付方法：F A XまたはEメール
回答件数
回答件数：29 件（回収率64. 4%）
【回答件数の内訳】 ①送り側の役割を実施した団体の回答件数：11 件 ②受入側の役割を実施した団体の回答件数：21 件

送り側の実施団体を対象にしたアンケート調査票

貴市区町村におけるモデル事業実施後の「子供農山漁村交流(以下、「交流」と表記)」の取組状況について伺います。

なお、交流の取組とは「学校教育または社会教育の機会に、子供達が農山漁村の住民と交流を通じた異地域・異文化・異年齢交流・ホームステイ等の活動」のことです。

Q1. モデル事業実施年度以降の「交流の取組状況」をお答え下さい。

1. モデル事業の実施年度の□に✓をご記入下さい(※複数年度による実施の場合は、最初の実施年度のみを選択して下さい)。					
□平成 26 年度	□平成 27 年度	□平成 28 年度	□平成 29 年度	□平成 30 年度	□令和元年度
2. 次の①または②のどちらか当てはまる回答欄の□に✓をご記入下さい。					
□①令和元年度は貴市区町村で「交流の取組」を実施している →(3を回答して下さい)					
□②令和元年度は貴市区町村で「交流の取組」を実施していない →(3・4を回答して下さい)					
3. モデル実施年度以降に貴市区町村で「交流の取組」を実施した年度の□に✓をご記入下さい(複数回答可)					
□平成 27 年度	□平成 28 年度	□平成 29 年度	□平成 30 年度	□令和元年度	
4. 「2の②の回答者」は「交流に取り組まなかった理由」を以下の枠内にご記入下さい。					

以降の回答方法について

【Q1の2で①を回答された方の場合】

→モデル事業での交流の取組が「学校教育」の場合は「Q2・4・5・6」に進んで下さい。

→モデル事業での交流の取組が「社会教育(募集型企画等)」の場合は「Q3・4・5・6」に進んで下さい。

【Q1の2で②を回答された方の場合】→「Q4・5・6」に進んで下さい。

Q2. “モデル事業実施年度”と“令和元年度”の「交流に取り組む小・中学校数等」をお答え下さい。

※以下の「交流の取組校数」については「送り側の校数」だけを算出して下さい。

例1:「送り側の小学校2校と受入側の小学校1校による相互交流の取組」の場合→送り側の「2校」とします。

例2:「A事業でA小学校5年生の交流の取組、B事業でA小学校6年生の交流の取組」の場合→「2校」とします。

例3:「A校が同一年度に同一の受入側との複数回による交流の取組」の場合→「1校」とします。

1. 次の①～③の中で当てはまる回答欄の口に✓をご記入下さい。 (※“複数年度によるモデル事業実施”の場合は、“モデル事業実施年度”は「最初の実施年度の実績」をお答え下さい。)
<input type="checkbox"/> ①“モデル事業実施年度”と“令和元年度”を比べて「交流に取り組む小・中学校数」は増加した
<input type="checkbox"/> ②“モデル事業実施年度”と“令和元年度”を比べて「交流に取り組む小・中学校数」は変わらない
<input type="checkbox"/> ③“モデル事業実施年度”と“令和元年度”を比べて「交流に取り組む小・中学校数」は減少した
2. 次の①～⑤には当てはまる回答をご記入下さい。 以下の「括弧内」には当てはまる内容を記述して下さい。③・④には当てはまる回答欄の口を✓して下さい(複数回答可)。
①“モデル事業実施年度”の交流の取組校数:小学校()校、中学校()校 ※確認できない場合→「不明」と明記。
②“令和元年度”の交流の取組校数:小学校()校、中学校()校
③“令和元年度”の交流の取組期間: <input type="checkbox"/> 日帰り、 <input type="checkbox"/> 1泊2日、 <input type="checkbox"/> 2泊3日、 <input type="checkbox"/> 3泊4日、 <input type="checkbox"/> 4泊5日以上
④“令和元年度”の交流の取組に係る財源 <input type="checkbox"/> 受益者負担、 <input type="checkbox"/> 貴市区町村の事業、 <input type="checkbox"/> 文部科学省補助事業、 <input type="checkbox"/> 総務省特別交付税、 <input type="checkbox"/> その他(財源名:)
⑤“令和元年度”の学校教育における交流の取組に係る予算額:()円

Q3. “モデル事業実施年度”と“令和元年度”の「社会教育(募集型企画等)による交流の取組(開催)件数等」をお答え下さい。

1. 次の①～④の中で当てはまる回答欄の口に✓をご記入下さい。(※「モデル事業と異なる受入先」の場合も含まれます)
<input type="checkbox"/> ①“モデル事業実施年度”と“令和元年度”を比べて「社会教育による交流の取組(開催)件数」は増加した
<input type="checkbox"/> ②“モデル事業実施年度”と“令和元年度”を比べて「社会教育による交流の取組(開催)件数」は変わらない
<input type="checkbox"/> ③“モデル事業実施年度”と“令和元年度”を比べて「社会教育による交流の取組(開催)件数」は減少した
2. 次の①～⑤には当てはまる回答をご記入下さい。 以下の「括弧内」には当てはまる内容を記述して下さい。③・④には当てはまる回答欄の口を✓して下さい(複数回答可)。
①“モデル事業実施年度”の交流の取組(開催)件数:()件 ※確認できない場合→「不明」と明記。
②“令和元年度”の交流の取組(開催)件数:()件
③“令和元年度”の交流の活動期間: <input type="checkbox"/> 日帰り、 <input type="checkbox"/> 1泊2日、 <input type="checkbox"/> 2泊3日、 <input type="checkbox"/> 3泊4日、 <input type="checkbox"/> 4泊5日以上
④“令和元年度”の交流の取組に係る財源 <input type="checkbox"/> 受益者負担、 <input type="checkbox"/> 貴市区町村の事業、 <input type="checkbox"/> 文部科学省補助事業、 <input type="checkbox"/> 総務省特別交付税、 <input type="checkbox"/> 子ども夢基金 <input type="checkbox"/> その他(財源名:)
⑤“令和元年度”の社会教育(募集型)における交流の取組に係る予算額:()円

受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査票

貴市区町村におけるモデル事業実施後の「子供農山漁村交流(以下、「交流」と表記)」の取組状況について伺います。

なお、交流の取組とは「学校教育または社会教育の機会に、子供達が農山漁村の住民と交流を通じた異地域・異文化・異年齢交流・ホームステイ等の活動」のことです。

Q1. モデル事業実施年度以降の「交流の受入状況」をお答え下さい。

1. モデル事業の実施年度の□に✓をご記入下さい(※複数年度による実施の場合は、最初の実施年度のみを選択して下さい)。					
□平成 26 年度	□平成 27 年度	□平成 28 年度	□平成 29 年度	□平成 30 年度	□令和元年度
2. 次の①または②のどちらか当てはまる回答欄の□に✓をご記入下さい。					
□①令和元年度は貴市区町村で「交流の受入」に取り組んでいる。→(3を回答して下さい)					
□②令和元年度は貴市区町村で「交流の受入」に取り組んでいない →(3・4を回答して下さい)					
3. モデル実施年度以降に貴市区町村で「交流の受入」に取り組んだ年度の□に✓をご記入下さい(複数回答可)					
□平成 27 年度	□平成 28 年度	□平成 29 年度	□平成 30 年度	□令和元年度	
4. 「2の②の回答者」は「交流の受入に取り組まなかった理由」を以下の枠内にご記入下さい。					

以降の回答方法について

【Q1の2で①を回答された方の場合】→「Q2～6」に進んで下さい。

【Q1の2で②を回答された方の場合】→「Q2の1、Q3～6」に進んで下さい。

Q2. “モデル事業実施年度”と“令和元年度”の「交流の受入実績」をお答え下さい。

※以下の「交流の受入校数」では「すべての受入校数」を算出して下さい。

例1:「送り側の小学校2校と受入側の小学校1校による相互交流の取組」の場合→「3校」とします。

例2:「受入側と同一市区町村の小学校・中学校・高等学校 1校による取組」の場合→「1校」とします。

1. “モデル事業年度”の「交流の受入実績」を伺います。	
以下の括弧内には当てはまる内容を記述して下さい。(※“複数年度によるモデル事業実施”の場合は、「最初の実施年度のみ」をお答え下さい。)	
①学校による交流の受入校数	小学校()校、中学校()校、高等学校()校 ※確認できない場合→「不明」と明記。
②学校以外による交流の受入(開催)件数	()件 ※確認できない場合は「不明」と記入して下さい。
2. “令和元年度”の「交流の受入実績」を伺います。	
以下の括弧内には当てはまる内容を記述して下さい。	
①学校による交流の受入校数	小学校()校、中学校()校、高等学校()校
②学校以外による交流の受入(開催)件数	()件 ※確認できない場合→「不明」と明記。

Q3.「モデル事業で設定した“次年度以降の目標”の達成具合」についてお答え下さい。

次の①～③の中で当てはまる回答欄の口に✓をご記入下さい。
<input type="checkbox"/> ①達成した・達成する見込みである
<input type="checkbox"/> ②達成しなかった・達成が難しい見込みである →((1)へ)
<input type="checkbox"/> ③その他 →((1)へ)
(1)「②・③の回答者」は「その理由」を以下の枠内にご記入下さい。

Q4. モデル事業の実施によって「現在までに交流の受入で活かされていること」をお答え下さい。

次の①～⑩の中で当てはまる回答欄の口に✓をご記入下さい(複数回答可)。
<input type="checkbox"/> ①「交流の受入」を始める機会となった
<input type="checkbox"/> ②「交流の受入に係るノウハウ」を構築することができた
<input type="checkbox"/> ③「地域内に交流の受入体制」を整備することができた
<input type="checkbox"/> ④「交流の受入を担う指導者や受入家庭等」を確保することができた
<input type="checkbox"/> ⑤「交流の受入を担う人材」を育成することができた
<input type="checkbox"/> ⑥「教育的な効果があるプログラム」を開発することができた
<input type="checkbox"/> ⑦「送り側との関係」を深める機会となった
<input type="checkbox"/> ⑧「学校との交流の受入」を発展することにつながった
<input type="checkbox"/> ⑨「学校以外との交流の受入」を発展することにつながった
<input type="checkbox"/> ⑩特にない
<input type="checkbox"/> ⑪その他 →((1)へ)
(1)「⑩の回答者」は「その他」に関する内容を以下の枠内にご記入下さい。

Q5.「現在の交流の受入窓口に関する状況」をお答え下さい。

次の①～⑫の中で当てはまる回答欄の口に✓をご記入下さい(複数回答可)。
<input type="checkbox"/> ①交流の受入に係る窓口・各種手配の業務は「団体(中間支援組織)」が行っている
<input type="checkbox"/> ②交流の受入に係る窓口・各種手配の業務は「自治体」が行っている
<input type="checkbox"/> ③交流の受入に係る窓口・各種手配の業務は「近隣の自治体・団体(広域連携)」が行っている
<input type="checkbox"/> ④①の「団体(中間支援組織)」は法人化している
<input type="checkbox"/> ⑤①の「団体(中間支援組織)」に職員(地域おこし協力隊等)を派遣している
<input type="checkbox"/> ⑥①の「団体(中間支援組織)」に業務(指定管理等)を依頼している
<input type="checkbox"/> ⑦①の「団体(中間支援組織)」の事業費を予算化している
<input type="checkbox"/> ⑧①の「団体(中間支援組織)」は交流以外の事業(商品開発・販売、観光体験等)も展開している
<input type="checkbox"/> ⑨「教育的な効果の高いプログラム」を開発している
<input type="checkbox"/> ⑩近隣自治体等との「広域連携」による受入体制を構築している
<input type="checkbox"/> ⑪現在、受入窓口を設置していない
<input type="checkbox"/> ⑫その他 →((1)へ)
(1)「⑫の回答者」は「その他」に関する内容を以下の枠内にご記入下さい。

Q6. モデル事業実施後、「交流の受入を継続・普及するために“特に創意工夫した事項”」を箇条書きでご記入下さい。

--

2. 「特に優良な取組事例」の抽出基準

1のアンケート調査結果を踏まえて、実施団体による子供の農山漁村体験の取組の内、「特に優良な送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例（以下、「特に優良な取組事例」）」を抽出する基準を設けた。

（1）送り側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準の設定

送り側の実施団体が、モデル事業実施後に「交流の取組の継続・発展」がされているか、「次年度以降での創意工夫」がされているかを確認するために、以下の通りの抽出基準を設けた。

【送り側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準】

- ①モデル事業実施年度以降の交流の取組状況
- ②モデル事業実施年度と令和元年度の「交流に取り組む小・中学校数等」による交流の取組（開催件数）の比較
- ③モデル事業実施年度と令和元年度の「社会教育（募集型企画等）による交流の取組（開催）件数」の比較
- ④モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み）具合
- ⑤モデル事業の実施によって現在までに交流の取組で活かされていること
- ⑥モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組

（2）受入側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準の設定

受入側の実施団体が、モデル事業実施後に「交流の受入の継続・発展」がされているか、「次年度以降での創意工夫」がされているかを確認するために、以下の通りの抽出基準を設けた。

【受入側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準】

- ①モデル事業実施年度以降の交流の受入状況
- ②モデル事業実施年度と令和元年度の「交流の受入件数」の比較
- ③モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み）具合
- ④モデル事業の実施によって現在までに交流の取組で活かされていること
- ⑤現在の交流の受入窓口に関する状況
- ⑥モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組

3. アンケート調査結果の配点

(1) 送り側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準の配点

送り側の実施団体の「モデル事業実施後の交流の取組具合」を評価するために、

- ・モデル事業実施後に交流の取組を実施している実施団体
- ・現在までに交流の取組で活かされていることが有る実施団体
- ・交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組が有る実施団体

以上に該当する実施団体に対して加点することにした（表1参照）。

表1 送り側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準の配点

1. モデル事業実施年度以降の交流の取組状況	配点
①実施している	2
②実施していない	0
2. モデル事業実施年度と令和元年度の「交流に取り組む小・中学校数」の比較	配点
①増加した	2
②変わらない	1
③減少した・回答なし	0
3. モデル事業実施年度と令和元年度の「社会教育（募集型企画等）による交流の取組（開催）件数」の比較	配点
①増加した	2
②変わらない	1
③減少した・回答なし	0
4. モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み） 具合	配点
①達成した・達成する見込みである	2
②達成しなかった・達成が難しい見込みである	1
③その他	0
5. モデル事業の実施によって現在までに交流の取組で活かされていること	配点
①活かされていることが有る	2
子供達の成長を促せる交流の取組を始める機会となった	
子供達を送り出すノウハウを構築することができた	
受入側（農山漁村地域）との関係を深める機会となった	
教育的な効果があるプログラムを開発することができた	
市区町村内で小・中学校による交流の取組を普及するきっかけになった	
市区町村内で社会教育による交流の取組を普及するきっかけになった	
その他	
②活かされていることは特に無い	0
6. モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組	配点
①創意工夫した取組が有る	2
②創意工夫した取組が無い	0

(2) 受入側の実施団体における「特に優良な取組事例」の抽出基準の配点

受入側の実施団体の「モデル事業実施後の交流の受入具合」を評価するために、

- ・モデル事業実施後に交流の受入を実施している実施団体
- ・現在までに交流の取組で活かされていることが有る実施団体
- ・交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組が有る実施団体
- ・現在の交流の受入窓口を設けている実施団体

以上に該当する実施団体に対して加点することにした（表2参照）。

また、以前から受入側の実施団体の意見として、「交流の受入窓口を継続的に中間支援組織に委ねること」が課題として上げられていたため、「現在の交流の受入窓口に関する状況」に関する配点を設けた。

表2 受入側の実施団体の「特に優良な取組事例」の抽出基準の配点

1. モデル事業実施年度以降の交流の取組状況	配点
①実施している	2
②実施していない	0
2. モデル事業実施年度と令和元年度の「交流の受入件数」の比較	配点
①増加した	2
②変わらない	1
③減少した・回答なし	0
3. モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み） 具合	配点
①達成した・達成する見込みである	2
②達成しなかった・達成が難しい見込みである	1
③その他	0
4. モデル事業の実施によって現在までに交流の受入で活かされていること	配点
①活かされていることが有る	2
交流の受入を始める機会となった	
交流の受入に係るノウハウを構築することができた	
地域内に交流の受入体制を整備することができた	
交流の受入を担う指導者や受入家庭等を確保することができた	
交流の受入を担う人材を育成することができた	
教育的な効果があるプログラムを開発することができた	
送り側との関係を深める機会となった	
学校との交流の受入を発展することにつながった	
学校以外との交流の受入を発展することにつながった	
②活かされていることは特に無い	0
5. 現在の交流の受入窓口に関する状況	配点
①交流の受入に係る窓口・各種手配の業務は団体（中間支援組織）が行っている	1
②交流の受入に係る窓口・各種手配の業務は自治体が行っている	
③交流の受入に係る窓口・各種手配の業務は近隣の自治体・団体（広域連携）が行っている	
④団体（中間支援組織）は法人化している	2
⑤団体（中間支援組織）に職員（地域おこし協力隊等）を派遣している	1
⑥団体（中間支援組織）に業務（指定管理等）を依頼している	
⑦団体（中間支援組織）の事業費を予算化している	2
⑧団体（中間支援組織）は交流以外の事業（商品開発・販売、観光体験等）も展開している	
⑨教育的な効果の高いプログラムを開発している	1
⑩近隣自治体等との広域連携による受入体制を構築している	
⑪現在、受入窓口を設置していない	0
⑫その他（※「受入窓口の設置・取組が無い場合」は0点とする）	1 or 0
6. モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組	配点
①創意工夫した取組が有る	2
②創意工夫した取組が無い	0

4. アンケート調査結果に基づく抽出基準の得点と分析

(1) 送り側の実施団体を対象にしたアンケート調査結果に基づく抽出基準の得点

①モデル事業実施年度以降の交流の取組状況

モデル事業実施年度以降の交流の取組を「実施している」と答えた団体が8割を超えた（表3参照）。「実施していない」理由は表4の通りで、「関係者の理解」が必要なことが伺える。

表3 モデル事業実施年度以降の交流の取組状況

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
実施している	2	9	81.8%
実施していない	0	2	18.2%

表4 モデル事業実施年度以降の交流の取組を実施していない理由（自由回答）

一定程度の成果が得られたと判断し、交流の取組を終了したため
交流事業の意義など、関係者に対する理解促進が不足していたため

②モデル事業実施年度と令和元年度の「交流に取り組んだ小・中学校数」の比較

交流に取り組んだ小・中学校数が「減少した・該当なし」と答えた団体が6割を超えた（表5参照）。また、令和元年度の小・中学校による交流に取り組んだ団体は7団体で、受益者負担以外で財源を確保している団体が4団体あった（表6参照）

表5 モデル事業実施年度と令和元年度の「交流に取り組んだ小・中学校数」の比較

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
増加した	2	2	18.2%
変わらない	1	2	18.2%
減少した・該当なし	0	7	63.6%

表6 「令和元年度の小・中学校による交流の取組」に係る回答団体数（複数回答）

	回答項目	回答団体数	回答割合
取組校数	小学校	3	27.3%
	中学校	4	36.4%
取組期間	日帰り	0	0.0%
	1泊2日	0	0.0%
	2泊3日	1	9.1%
	3泊4日	3	27.3%
	4泊5日以上	0	0.0%
財源	受益者負担	1	9.1%
	市区町村の事業	1	9.1%
	文部科学省補助事業	1	9.1%
	総務省特別交付税	1	9.1%
	その他	1	9.1%

③モデル事業実施年度と令和元年度の「社会教育（募集型企画等）による交流の取組（開催）件数」の比較

社会教育（募集型企画等）による交流の取組件数は、全団体が「変わらない」と答えた（表7参照）。

また、令和元年度の社会教育による交流に取り組んだのは4団体で、受益者負担以外に財源を確保している団体が5団体あった（表8参照）

表7 モデル事業実施年度と令和元年度の「社会教育（募集型企画等）による交流の取組（開催）件数」の比較

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
増加した	2	0	0.0%
変わらない	1	6	100.0%
減少した・回答なし	0	0	0.0%

表8 「令和元年度の社会教育による交流の取組」に係る回答団体数（複数回答）

	回答項目	回答団体数	回答割合
取組期間	日帰り	0	0.0%
	1泊2日	1	9.1%
	2泊3日	3	27.3%
	3泊4日	1	9.1%
	4泊5日以上	0	0.0%
財源	受益者負担	2	18.2%
	市区町村の事業	2	18.2%
	文部科学省補助事業	0	0.0%
	総務省特別交付税	0	0.0%
	子ども夢基金	0	0.0%
	その他（※）	3	27.3%

参考：その他（※）の財源（自由回答）

特別区全国連携プロジェクト関連助成金
学校支援本部事業主体事業による地域商店街からの協力金
森林環境譲与税

④モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み） 具合

モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み） 具合は「達成した・達成する見込みである」と答えた団体が7割を超えた（表9参照）

表9 モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成（見込み） 具合

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
達成した・達成する見込みである	2	8	72.7%
達成しなかった・達成が難しい見込みである	0	3	27.3%
その他	0	0	0.0%

⑤モデル事業の実施によって現在までに交流の取組で活かされていることの有無

全団体が活かされていることが「有る」と答えた(表10参照)。

「活かされていること」としては、「受入側（農山漁村地域）との関係を深める機会となった」が9割、「子供達を送り出すノウハウを構築することができた」が7割、「子供達を送り出すノウハウを構築することができた」5割を超えた（表11参照）。

表10 モデル事業の実施によって現在までに交流の取組で活かされていることの有無

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
活かされていることが有る	2	11	100.0%
活かされていることは特にない	0	0	0.0%

表11 活かされている事柄（複数回答）

回答する事柄	回答団体数	回答割合
受入側（農山漁村地域）との関係を深める機会となった	10	90.9%
子供達の成長を促せる交流の取組を始める機会となった	8	72.7%
子供達を送り出すノウハウを構築することができた	6	54.5%
市区町村内で小・中学校による交流の取組を普及するきっかけになった	3	27.3%
教育的な効果があるプログラムを開発することができた	2	18.2%
市区町村内で社会教育による交流の取組を普及するきっかけになった	0	0.0%
その他（※）	1	9.1%

参考：その他（※）の事柄（自由回答）

受入側の地域と比較することで送り側の地域の魅力を再発見する機会になった。

⑥モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組の有無

創意工夫した取組が「有る」と答えた団体は7割を超えた（表12参照）。創意工夫した取組としては「保護者や住民等の理解促進」、「社会教育の取組による参加者募集」、「本取組の継続」、「交流以外での地域間連携」に関する工夫が見られた。

表12 モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために特に創意工夫した取組の有無

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
創意工夫した取組が有る	2	8	72.7%
創意工夫した取組は特にない	0	3	27.3%

表13 創意工夫した取組（自由回答）

<p>【保護者や住民等の理解促進の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育による取組での小学校教諭の参画（「学びの場」としての意識・理解の促進） ・ 安全管理体制の構築 ・ 事前説明会の開催 ・ 保護者を対象にした事前・事後学習会の開催（目的や成果等の理解を深めるため） ・ 事後交流の充実 ・ 全校集会での交流の取組成果の発表 ・ 参加者が事後学習会で作成した交流の記録の展示（実施団体のイベント） ・ 実施団体の公式 Facebook で取組の様子をリアルタイムで公開 ・ 実施団体の広報誌での記事掲載 ・ 実施団体の教育広報誌での記事掲載 ・ 実施団体の公式 twitter アカウントでのツイート ・ 実施団体の公式ホームページ等での情報拡散
<p>【社会教育の取組による参加者募集の工夫】</p> <p>毎年、市の広報誌を通じて募集し、受入側の町との交流事業を継続している。</p>
<p>【本取組を継続するための工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入側の実施団体との情報交換の継続（双方に無理のない範囲で取り組むため） ・ 実施団体による公募型の社会教育による取組の開始（以前は学校教育による取組） ・ 参加者負担金の設定（受益者負担） ・ 新たな財源確保に伴う事業内容の再構築（森林環境贈与税→森林に関連するプログラム等）
<p>【交流以外での地域間連携の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送り側の学校の要望に基づく受入側の授業協力（稲作体験授業） ・ 送り側の商店街での受入側のアンテナショップの開店 ・ 送り側の学校給食に受入側の生産者の白米を採用等

(2) 受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査結果に基づく抽出基準の得点

①モデル事業実施年度以降の交流の受入状況

モデル事業実施年度以降の交流の受入を「実施している」と答えた団体は8割5分あった（表13参照）。

実施なかった理由としては「施策としての判断」、「受入体制の変更」、「受入先の確保の課題」、「災害」が挙げられた（表14参照）。

表13 モデル事業実施年度以降の交流の受入状況

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
実施している	2	18	85.7%
実施していない	0	3	14.3%

表14 モデル事業実施年度以降の交流の受入を実施しなかった理由

地域間交流の取組が一定程度の成果を得られたと判断したため
当初は自治体による取組だったが、民間の団体に移管されたため
交流の相手先から「実施できない」という連絡を受けたため
交流を評価する声は多かったが、学校や担当教員、受入家庭の負担感が課題で残り、継続に至らなかったため
他の類似施策を優先して実施したため
地震や台風の被害が発生し、交流の実施を中止したため

②モデル事業実施年度と令和元年度との交流の受入件数の比較

モデル事業実施年度と令和元年度との交流の受入件数の比較では「増加した」と答えた団体が4割弱であった。

表15 モデル事業実施年度と令和元年度との交流の受入件数の比較

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
増加した	2	8	38.1%
変わらない	1	2	9.5%
減少した・不明	0	11	52.4%

③モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成具合

「達成した・達成する見込みである」と答えた団体が5割を超えた。一方、「達成しなかった・達成が難しい見込みである」と答えた団体が3割弱であった（表16参照）。

次年度以降の目標の達成具合に係る自由回答では、目標達成を果たす上での課題とその解決に向けた取り組み等が明記されていた（表17参照）。

表 16 モデル事業で設定した次年度以降の目標の達成具合

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
達成した・達成する見込みである	2	11	52.4%
達成しなかった・達成が難しい見込みである	0	6	28.6%
その他	0	4	19.0%

表 17 「次年度以降の目標の達成具合」に係る自由回答

・交流事業は既に終了している。
・新型コロナウイルス感染拡大の影響により取組の実施が困難となった。
・地震と台風による災害が発生したため、取組を中止した。
・社会教育の取組であるが、宣伝不足で参加人数が減少してしまった。
・受入先が農家なので時期や作業状況によっては受入が難しい。 ・年間の受入校数は最大で10校程度に抑えている。
・相手方の団体と調整して、送り側と受入側の役割を1年ごとに交代している。
・モデル事業で主体的に活動した団体が継続的に受入窓口の役割を果たしている。
・交流の受入窓口を委ねている団体（中間支援組織）の経営的な自立が難しい。
・小学校や旅行会社への営業を行っているが、想定よりも受入数を伸ばすことができなかった。
・小中学校向けの体験プログラムの内容を充実させた。
・民泊の整備や拡充に取り組んでいる。 ・インバウンドプロモーションや民泊や体験による学校教育旅行の受入を行っている。
・学校教育旅行の受入を実施している。今後の受入増加に期待している。 ・姉妹都市との学校交流を継続的に実施している。 ・海外からの教育旅行や大学による教育旅行の受入が増加している ・特に海外からの教育旅行の受入が前年度比260%と伸びている。 ・継続的に受入家庭を確保することが課題になっている。 ：高齢等の理由で受入中止を決定する受入家庭が増えている。 ：旅館業法の簡易宿所営業許可の取得を求めているが、その手続き等に負担感がある。
・県の観光部署と連携した営業活動を行っています。

④モデル事業の実施によって現在までに交流の受入で活かされていることの有無

全団体が活かされていることが「有る」と答えた(表18参照)。

「活かされていること」として多かった回答は、「送り側との関係を深める機会となった」が7割5分強、「交流の受入に係るノウハウを構築することができた」が5割5分強、「学校との交流の受入を発展することにつながった」が4割強、「交流の受入を担う指導者や受入家庭等を確保することができた」、「学校以外との交流の受入を発展することにつながった」、「交流の受入を担う人材を育成することができた」が3割3分の順であった(表19参照)。

表18 モデル事業の実施によって現在までに交流の受入で活かされていることの有無

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
活かされていることが有る	2	21	100.0%
活かされていることは特にない	0	0	0.0%

表19 活かされている事柄(複数回答)

回答する事柄	回答団体数	回答割合
送り側との関係を深める機会となった	16	76.2%
交流の受入に係るノウハウを構築することができた	12	57.1%
学校との交流の受入を発展することにつながった	9	42.9%
地域内に交流の受入体制を整備することができた	7	33.3%
交流の受入を担う指導者や受入家庭等を確保することができた	7	33.3%
学校以外との交流の受入を発展することにつながった	7	33.3%
交流の受入を担う人材を育成することができた	6	28.6%
教育的な効果があるプログラムを開発することができた	6	28.6%
交流の受入を始める機会となった	4	19.0%
その他(※)	1	4.8%

参考：その他(※)の事柄

送り側の団体の事業拡充につながった

⑤現在の交流の受入窓口に関する状況

受入窓口の業務は「自治体が行っている」が3割弱で、「中間支援組織に委ねている」が6割強であった。

中間支援組織に関しては「事業費を予算化している」が2割弱であった。また、「交流以外の事業（商品開発・販売、観光体験等）も展開している」が4割強、「法人化している」が4割弱であった。前者は「中間支援組織の収入機会の開拓」が、後者は「送り側や金融機関等からの信用力の向上」が期待される取組である（表20参照）。

表20 現在の交流の受入窓口に関する状況(複数回答)

回答項目	得点	回答 団体数	回答割合
受入窓口の業務は中間支援組織が行っている	1	13	61.9%
受入窓口を委ねている中間支援組織は交流以外の事業（商品開発・販売、観光体験等）も展開している	2	9	42.9%
受入窓口を委ねている中間支援組織は法人化している	2	8	38.1%
教育的な効果の高いプログラムを開発している	2	6	28.6%
近隣自治体等との広域連携による受入体制を構築している	1	6	28.6%
受入窓口の業務は自治体が行っている	1	5	23.8%
受入窓口を委ねている中間支援組織の事業費を予算化している	1	4	19.0%
受入窓口を委ねている中間支援組織に職員（地域おこし協力隊等）を派遣している	1	3	14.3%
団体（中間支援組織）に業務（指定管理等）を依頼している	1	3	14.3%
現在、受入窓口を設置していない（取り組んでいない）	0	3	14.3%
受入窓口の業務は近隣の自治体・団体（広域連携）が行っている	1	2	9.5%
その他（回答：現在、災害による被害の影響で受入をしていない）	0	1	0.0%

⑥モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために、特に創意工夫した取組

創意工夫した取組が「有る」と答えた団体は6割5分であった（表21参照）。

創意工夫した取組としては「送り側に向けた情報発信・営業活動の強化」、「安全・安心な受入体制の整備」、「受入先の確保」、「中間支援組織への受入窓口の委託」、「送り側との関係の維持」、「教育的な効果がある体験プログラムの検討・開発」に関する工夫が見られた（表22参照）。

表21 モデル事業実施後、交流の受入を継続・普及するために、特に創意工夫した取組の有無

回答項目	得点	回答団体数	回答割合
創意工夫した取組が有る	2	14	66.7%
創意工夫した取組は特にない	0	7	33.3%

表22 創意工夫した取組（自由回答）

・体験観光メニューの情報発信の強化（公式ウェブサイトのリニューアル）
・安全管理体制の構築
・事前学習会の開催
・森林、自然を生かした体験の実施
・受入農家へのスキルアップ講習の開催
・受入手引き等のマニュアルの開発等
・受入家庭（農家・漁家）の確保のために本取組の意義等の説明
・受入窓口と受入家庭との関係構築
・モデル事業での取組を参考にして、年間を通じた体験学習プログラムを検討・開発（既存プログラムの磨き上げも含む）
・受入側と送り側との信頼関係を維持するために継続的な連絡交換
・市のDMO（観光地域づくり団体）への受入窓口の委託
・地域資源の魅力を活かした自然体験プログラムの開発
・地域内の別団体への本取組や受入窓口等に係るノウハウの継承
・送り側と受入側（NPO法人、自治会等）との連携強化
・教育旅行受入に係る専門アドバイザーの設置
・安全管理体制マニュアルの整備
・送り側の団体（教育委員会等）との関係強化
・送り側と子供達と受入側の子供達が一緒に参加できる交流プログラムの実施
・受入窓口を委ねている中間支援組織の法人化（信用力の向上のため）
・互いの地域の良さの確認（送り側の地域との相互交流を行うため）
・子供達自身で取り組める体験プログラムの実施（受入家庭の負担を減らすため）
・受入窓口を委ねる中間支援組織の法人化（5町村と各町村の観光協会による設立）
・世界農業遺産やユネスコエコパーク等の国際認証と連携したプログラムの提供
・5町村の広域で取り組むことで受入家庭の軒数の確保（100名程度の受入定員に）
・地域内の大学の受入と連携
・大手民泊サイトと連携し個人客の受入（教育旅行以外での収入機会の確保）
・学校の意向に沿ったプログラムを個別に開発・提供（JAや神楽保存会等の調整）

5. 特に優良な「送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例」の抽出結果

特に優良な「送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例」は以下の方法で抽出した。

(1) 4のアンケート調査の得点で上位の実施団体の抽出

4の「送り側の実施団体を対象にしたアンケート調査の得点」及び「受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査の得点」で上位の実施団体をそれぞれ抽出した。

(2) モデル事業で送り側と受入側の役割を分担して子供の農山漁村体験の取組の抽出

(1)で抽出した実施団体の中で、「モデル事業で送り側と受入側の役割を分担して子供の農山漁村体験の取組」を抽出した。

(3) 送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組の抽出

(2)の取組の内、「モデル事業実施年度から令和元年度まで、送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組」を抽出した(表23参照)。

表23 特に優良な取組事例の抽出結果

送り側の 実施団体	受入側の 実施団体	地域 間の 関係	教育 種別	参加 対象	取組の特色	令和元年度の 送り側の財源
群馬県 吉岡町	北海道 大樹町	友好 都市	社会 教育	小学生	「地域おこし協力隊」による本取組のコーディネートとプログラム開発	事業化
沖縄県 北中城村	岩手県 葛巻町	姉妹 都市	社会 教育	中学生	「両町村の中学生」を対象にした地域社会参加活動リーダーの養成	事業化
東京都 江戸川区	北海道 木古内町	交流 都市	学校 教育	小学生	「学校教育による取組」から「社会教育による取組」への移行	特別区全国連携プロジェクト関連助成金
東京都 国分寺市	長野県 飯山市	友好 都市	社会 教育	小学生	「友好都市協定締結」をきっかけにした子供達による相互交流	森林環境譲与税
東京都 杉並区	山形県 飯豊町	官民 連携	社会 教育	小学生	子供の農山漁村体験をきっかけにした「官民連携」による地域間連携	学校支援本部事業主体事業による地域商店街からの協力金

(4) 「特に優良な取組事例」の抽出結果

(3)で抽出した5組の取組を「地域間の関係」、「教育種別」、「参加対象」、「取組の特色」、「令和元年度の送り側の財源」で区分したところ、取組ごとに特徴が異なり、これから子供の農山漁村体験に取り組む団体にとって参考になる取組であることを鑑みて、この5組を「特に優良な取組事例」として抽出した。

6. 継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の抽出

「受入側の窓口」の役割を中間支援組織に委ねている受入側の団体の課題としては、「中間支援組織が交流等の事業収入のみで事業費や管理費を賄うことが難しいこと」が挙げられる。

これから子供の農山漁村体験に取り組む団体にとって、継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織による取組事例は参考になることから、4の「受入側の実施団体を対象にしたアンケート調査の得点」では上位だったが、5の「特に優良な取組事例」に抽出されなかった「群馬県みなかみ町」、「滋賀県日野町」、「宮崎県高千穂町」の中間支援組織を抽出した（表 24 参照）。

表 24 継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の抽出結果

受入側の実施団体	継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織
群馬県みなかみ町	(一社) みなかみ町体験旅行 (群馬県みなかみ町)
滋賀県日野町	(一社) 近江日野交流ネットワーク (滋賀県日野町)
宮崎県高千穂町	(一社) ツーリズム高千穂郷 (宮崎県高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村)

7. 特に優良な取組事例等の紹介したパンフレットの作成と配布

これから子供の農山漁村体験に取り組む団体等にとって参考になるように、総務省による施策と5及び6の取組事例の要点等を紹介したパンフレットを作成し、各都道府県を通じて各市区町村へ配布した。

【本パンフレットの構成】

I. 総務省による「子ども農山漁村交流プロジェクト」に係る施策紹介

1. 「子供農山漁村交流推進支援事業（モデル事業）」について
2. 「子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業」について
3. 「子供の農山漁村体験」に係る地方財政措置について

II. 「送り側・受入側の連携による子供の農山漁村体験」で期待される効果

1. 送り側・受入側の連携による子供の農山漁村体験とは
2. 本取組で期待される効果
3. 本取組の効果向上と継続性を高めるポイント

III. 取組事例で見られた「子供の農山漁村体験」の実施上の課題と解決策

1. 取組事例で見られた「送り側」における実施上の課題と解決策
2. 取組事例で見られた「受入側」における実施上の課題と解決策

IV. 子供農山漁村交流推進支援事業を活用した取組事例の紹介

1. 送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例の紹介
2. 継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例の紹介

子供の農山漁村体験(子ども農山漁村交流プロジェクト) 交流推進支援事業フォローアップ取組事例集

～持続可能な「子供の農山漁村体験」の実施体制の要点と推進施策の紹介～



令和2年度
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
人材力活性化・連携交流室

【パンフレットのはじめに】

はじめに

(1)「子供の農山漁村体験(子ども農山漁村交流プロジェクト)」とは

「子供の農山漁村体験(子ども農山漁村交流プロジェクト)」とは、小学校、中学校及び高等学校の児童生徒が行う宿泊体験活動であって、農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うことをいい、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省で連携して実施しています。

同プロジェクトは、令和2年12月に閣議決定した「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)」において、「子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン」の基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等(送り側)や体験の実施地域である農山漁村(受入側)に対し支援を行う。」としています。

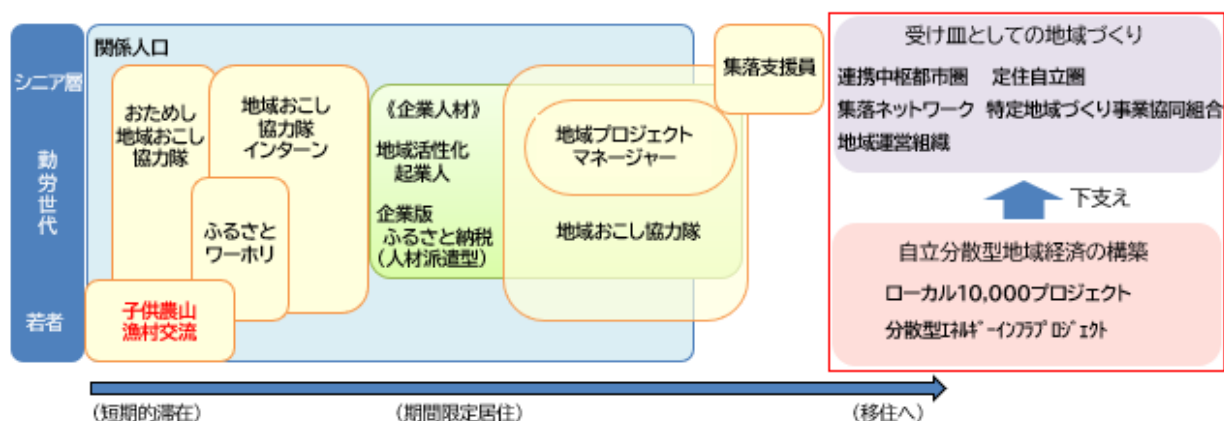
総務省では、小・中学生を対象とした取組について特別交付税による財政措置を講じるとともに、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する小・中・高校生を対象とした交流推進支援事業(モデル事業)や交流のための計画策定支援事業を実施しています。

(2)「子ども農山漁村交流プロジェクト」と関連施策との関係について

総務省では、「子ども農山漁村交流プロジェクト」を下記「関連施策(以下の図表)」に位置づけるとともに、これらの取組により、関係人口の創出・拡大を図り、地域にとっては地域課題の解決や地域経済の活性化等の効果、都市住民にとっては地方の住民との交流等を通じた日々の生活における更なる成長や自己実現等という効果につなげていきたいと考えています。

【「関係人口」とは】

地域に移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者を指す言葉です。地方圏では、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面している中であって、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めています。「関係人口」と呼ばれる、そのような地域外の人材は、地域づくりの担い手となることだけでなく、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されています。



(3)本紙のねらい

本紙では、子供の農山漁村体験に取り組もうとする、または既に取り組んでいる地方公共団体等が、その段階に応じて参考にいただけるように、総務省で実施したモデル事業の実態調査を行い、本取組によって期待される効果、本取組の実施上の課題と解決策及び継続的な取組のための体制・創意工夫策等を紹介しています。

【パンフレットの目次】

目次

I. 総務省による「子ども農山漁村交流プロジェクト」に係る施策紹介	
1. 「子供農山漁村交流推進支援事業（モデル事業）」について	1
2. 「子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業」について	2
3. 「子供の農山漁村体験」に係る地方財政措置について	3
II. 「送り側・受入側の連携による子供の農山漁村体験」で期待される効果	4
1. 送り側・受入側の連携による子供の農山漁村体験とは	4
2. 本取組で期待される効果	4
3. 本取組の効果向上と継続性を高めるポイント	4
III. 取組事例で見られた「子供の農山漁村体験」の実施上の課題と解決策	
1. 取組事例で見られた「送り側」における実施上の課題と解決策	5
2. 取組事例で見られた「受入側」における実施上の課題と解決策	7
IV. 子供農山漁村交流推進支援事業を活用した取組事例の紹介	
1. 送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例の紹介	10
取組事例1：「地域おこし協力隊」による本取組のコーディネートとプログラム開発	
【送り側】群馬県吉岡町・【受入側】北海道大樹町	11
取組事例2：「両町村の中学生」を対象にした地域社会参加活動リーダーの養成	
【送り側】沖縄県北中城村・【受入側】岩手県葛巻町	13
取組事例3：「学校教育による取組」から「社会教育による取組」への移行	
【送り側】東京都江戸川区・【受入側】北海道木古内町	15
取組事例4：「友好都市協定締結」をきっかけにした子供達による相互交流	
【送り側】東京都国分寺市・【受入側】長野県飯山市	17
取組事例5：子供の農山漁村体験をきっかけにした「官民連携」による地域間連携	
【送り側】東京都杉並区・【受入側】山形県飯豊町	19
2. 継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例の紹介	
取組事例1：（一社）みなかみ町体験旅行（群馬県みなかみ町）	21
取組事例2：（一社）近江日野交流ネットワーク（滋賀県日野町）	22
取組事例3：（一社）ツーリズム高千穂郷（宮崎県高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村）	23
【紹介】総務省「子ども農山漁村交流プロジェクト」ウェブサイト	24

I. 総務省による「子ども農山漁村交流プロジェクト」に係る施策紹介

総務省では、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を推進するため、小・中・高校生を対象とした交流推進支援事業や交流のための計画策定支援事業を実施するとともに、小・中学生を対象とした取組について特別交付税による財政措置を講じています。

1. 「子供農山漁村交流推進支援事業(モデル事業)」について

「子供農山漁村交流推進支援事業(モデル事業)」とは、送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村体験を推進する事業です。

□本事業の対象

「送り側・受入側が連携して宿泊体験活動・農山漁村体験の実施体制の構築」に取り組む地方公共団体

□子供の農山漁村体験の取組に係る実証調査を行います。

(令和2年度実績:1組あたり200万円を上限)



2. 「子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業」について

「子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業」とは、長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や取組に係る課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進する事業です。

□本事業の対象

「子供の農山漁村体験事業の継続的な実施体制の構築」を目指す地方公共団体

□「子供の農山漁村体験交流計画」の策定を支援します。

(令和2年度実績:1団体あたり100万円を上限)

「送り側・受入側の団体共通」の対象経費(例)
□外部人材及びコンサルタントの派遣に係る旅費及び謝金
□計画策定支援者による計画策定に必要な整理・分析に係る経費
□調査に要する経費
□研修・学習会等の会議費
□総務省が承認する研修会・セミナーへの参加に要する経費 等

【子供の農山漁村体験交流計画とは】

子供の農山漁村体験事業の継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体が独自で策定する「子供の農山漁村における体験交流に関する計画」のことです。

総務省ではその策定を推進しており、少なくとも以下の項目を盛り込むこととしています。

第1 目的

第2 地域の現状

送り側の場合:子供の現状と課題(小・中・高の児童・生徒数等)

受入側の場合:地域の資源と課題、提供可能な農山漁村体験 等

送り側・受入側の共通:子供の農山漁村体験の実施体制 等

第3 これまでの取組状況(送り・受入実績等)

第4 継続的な実施体制の構築等に係る課題

例:送り側・受入側の窓口(組織・担い手)の確保

送り先・受入先の確保

子供の農山漁村体験の実践者の確保

子供の農山漁村体験の事業費の確保等

第5 継続的な実施体制の構築等に係る課題の解決策

例:送り側・受入側の窓口等における事業機会の拡大・法人化

他部署・民間団体等との連携

送り先・受入先の確保に向けた情報発信・訪問活動

住民・高校・大学・地域おこし協力隊等を対象にした子供の農山漁村体験の実践者の募集・育成

ふるさと納税・森林環境税等による財源確保等

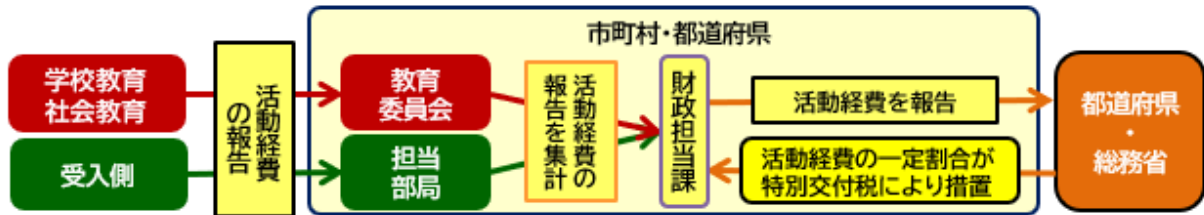
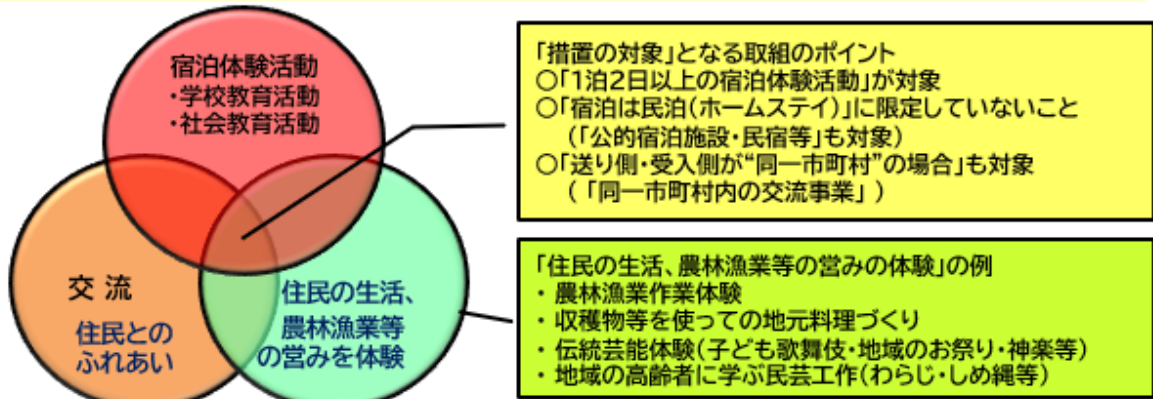
第6 送り側、受入側等の目標数値の設定(概ね5年から10年)

3. 「子供の農山漁村体験」に係る地方財政措置について

(1) 対象事業

都道府県・市町村は、次の要件を満たす「子供の農山漁村体験」※1の取組で「地方財政措置(特別交付税措置)」を受けることができます。

- ①学校教育活動または社会教育活動(※2)の一環として実施されるものであること
- ②子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ③子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること



※1 「子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)における特別交付税措置等について(平成31年3月27日付け総行人第14号各都道府県担当部長あて総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室長通知)」に基づき実施した事業

※2 地方公共団体が主体となって実施したものに限り

(2) 対象経費

「送り側の地方公共団体」及び「受入側の地方公共団体」が負担した以下の経費が対象です。

- 都道府県、市町村推進協議会に要する経費
- 送り側・受入側の地域協議会の運営に要する経費
- 小学生・中学生の宿泊体験活動に要する経費

- 子供、教員、指導者、NPOスタッフその他本取組に携わる者に係る宿泊費用等の施設使用料
- 教員、指導者、NPOスタッフその他本取組に携わる者が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- 本取組のために要する借損料(バスその他の車輛や備品等の借上げ料等)
- 子供や指導者(教員及びNPOスタッフその他本取組に携わる者等を含む)に係る保険料
- 本取組のための通信運搬費
- 本取組のための消耗品(子供の安全や衛生を確保するための衣服や器具等を含む)に係る費用
- 本取組のための資料作成費
- コーディネーターの活用に係る経費(宿泊体験活動に伴ってコーディネーターに係る旅費、謝金等) 等

- 「送り側・受入側の双方の負担経費」が対象
- 「対象経費」の措置率は、0.5 (ただし、コーディネーターの配置に要する経費は1協議会当たり200万円を上限)
- 「市町村の負担」に対して「都道府県が補助金等を交付した場合」も対象

II. 「送り側・受入側の連携による子供の農山漁村体験」で期待される効果

1. 送り側・受入側の連携による子供の農山漁村体験とは

送り側と受入側の双方が、継続的な取組を計画しつつ、相互に緊密に連携し、創意工夫を凝らして、課題を解決し、本取組を実施することです。子供農山漁村交流推進支援事業では本取組の実施体制の構築を支援しています。



2. 本取組で期待される効果

本取組で期待される効果は以下の通りです。いずれも子供農山漁村交流推進支援事業で本取組を実施した事例で見られた効果です。

(1) 送り側において見られた効果

- ①参加した子供達の場合：成長、受入側の地域や自然・一次産業への理解・関心、郷土の再評価等
- ②送り側の住民等の場合：受入側の地域の認知度向上、本取組への理解促進等

(2) 受入側において見られた効果

- ①本取組の受入関係者の場合：やりがいの向上、関係者間のつながりの強化、ノウハウの構築等
- ②受入側の住民等の場合：送り側の地域の認知度向上、本取組への理解促進等
- ③本取組に参加した受入側の子供達の場合：成長・人材育成・郷土の再評価等

(3) 送り側・受入側の相互の関係性の強化

- ①本取組の継続
- ②子供の農山漁村体験以外の取組による連携等

3. 本取組の効果向上と継続性を高めるポイント

これらの効果を更に高めつつ、本取組を継続していくためには以下の観点を意識して取り組むことが大切です。

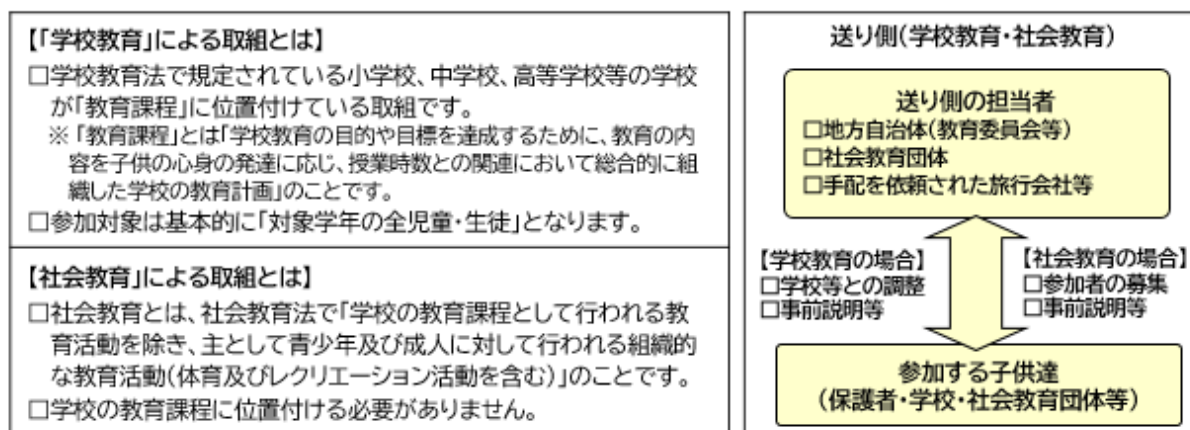
- ①「送り側と受入側の双方」が緊密に連携して取り組むこと
- ②「子供の農山漁村体験の実践により得られた知見・ノウハウ」を継承・蓄積していくこと
- ③PDCAサイクルを反復することによって「本取組の質」を改善していくこと
- ④「継続的な子供の農山漁村体験の実施体制」を構築していくこと 等

Ⅲ. 取組事例で見られた「子供の農山漁村体験」の実施上の課題と解決策

これまでに地方公共団体が総務省の「子供農山漁村交流推進支援事業」を活用し、「子供の農山漁村体験」に取り組んだ事例の中で、送り側の団体及び受入側の団体で生じた課題とそれらの解決策を紹介します。

1. 取組事例で見られた「送り側」における実施上の課題と解決策

送り側の取組は“学校教育”と“社会教育”に分類されます。送り側の団体による取組事例で生じた課題と解決策を、分類別に紹介します。



(1)取組事例で見られた「学校教育」における実施上の課題と解決策

課題1:学校で「本取組を教育課程に位置づけること」が容易ではないこと

学校が本取組を実施するためには「教育課程」に位置付ける必要があります。各校が教科等の授業時数との関連において総合的に組織した綿密な計画であることから、本取組を新たに組み込むことは容易ではありません。

【取組事例で見られた解決策】

- 参加校では「既存の宿泊活動の計画」から「本取組の計画」に振り替えました。
- 教育委員会(指導主事)が「学校による教育課程の編成」に協力しました。

課題2:学校では「担当教員が負担過多」になることへの懸念

学校では、担当する教員が、既存の教務を担当しつつ、本取組を実施するまでに様々な役割(計画策定・実施準備・実施中の指導・各種手続き等)を担うため、負担過多になることを懸念しています。

【取組事例で見られた解決策】

- 担当教員の役割を受入側の窓口等に「協力依頼、委託、役割分担」を行うことで解決しました。

協力 依頼	担当する教員が「受入側の窓口」に随時協力を依頼できるようにしました。 例1:受入地域・受入体制等に関する情報提供 例2:相談・要望等に対する回答・助言 例3:受入地域内の活動・行程等の提案・見積等
委託	①受入側の窓口「地域内の交流・宿泊・食事・体験等の手配、体験指導・緊急連絡等の対応」を委託しました。 ②受入側の窓口「地域内の諸費用の請求を集約して、後日払いにしてもらうこと」で手続きを簡素化しました。
役割 分担	①校内の教職員で役割を分担しました。 ②教育委員会が受入側と調整して「交流・宿泊・食事・体験・移動等の手配」等を行いました。

課題3:「保護者の金銭的な負担過多」になることへの懸念

学校では、本取組の参加費が「生活に困窮する等の一部の保護者にとって負担過多」になることを懸念しています。

【取組事例で見られた解決策】

□「参加費の金額を抑える」ために様々な工夫を行いました。

例1: 予算内で収めるための見積と取組内容の調整(依頼先: 受入側の窓口、旅行会社、交通機関等)

例2: 送り側の地方公共団体による費用の予算化(例: 旅費交通費等の補助)

例3: 受入側の地方公共団体による費用の予算化(例: 受入地域内の宿泊・体験等に係る費用の補助)

例4: 国・都道府県等の事業・制度の活用(例: 子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置、森林環境譲与税等)

例5: ふるさと納税の活用(例: 費用の充当(子供の教育のため)、ふるさと納税の返礼品(宿泊利用券等)の活用)

例6: 子供の農山漁村体験以外の取組による支援(例: 送り側での「受入側の農産物販売」による収益の活用)

(2) 取組事例で見られた「社会教育」における実施上の課題と解決策

課題1: 学校教育とは異なり、「本取組の参加者」を集めなければいけないこと

対象学年の全児童・生徒が参加対象になる「学校教育」とは異なり、参加者を集めなければいけません。

【取組事例で見られた解決策】

□「社会教育団体等との連携や保護者に情報を届ける工夫等」を行いました。

例1: 送り側の地方公共団体・メディア等による情報発信・公開等(広報誌、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ等)

例2: 「既存の社会教育活動の参加者」への呼び掛け

例3: 「既存の社会教育活動の取組」からの振り替え

例4: 「保護者宛ての募集チラシ等」の配付(教育委員会、学習塾、スポーツ教室等への協力依頼)

例5: 保護者から理解・関心を得るための工夫(教育的な効果が期待できる計画づくり、過去の取組成果の紹介等)

課題2: 「担当者の負担過多」になることへの懸念

社会教育団体等では、本取組の担当者が負担過多になることを懸念しています。

【社会教育における送り側の担当者の主な役割】

計画策定、参加者の募集、受入先や参加者の配慮等の手配、説明会の開催、実施中の指導・緊急時対応、実施後の支払い等

【取組事例で見られた解決策】

□担当者の役割を受入側の窓口等に「協力依頼・委託」を行うことで解決しました。

協力依頼	担当者が「受入側の窓口」に随時協力を依頼できるようにしました。 例: 受入地域・受入体制等に関する情報提供、相談・要望等に対する回答・助言、受入地域内の活動・行程等の提案・見積等 教育委員会、学習塾、スポーツ教室等への参加者募集に係る協力を依頼しました。
委託	①受入側の窓口で「地域内の交流・宿泊・食事・体験等の手配、体験指導、緊急連絡等」を委託しました。 ②受入側の窓口で「地域内の諸費用の請求を集約して、後日払いにしてもらうこと」で手続きを簡素化しました。 ③参加者の募集のために地域のメディア等に広報を委託しました。

(3) 取組事例で見られた「学校教育及び社会教育の取組」で共通する課題と解決策

課題: 本取組を継続するためには「保護者、教職員、本取組に関わりがない住民等の理解」が求められること

本取組を継続していくためには「保護者や教職員」だけでなく、公的な活動として地方公共団体の職員が取り組むことや事業の予算化を図るためにも「本取組に関わりがない住民等」の理解が求められます。

【取組事例で見られた解決策】

□「本取組等に係る広報」、「次年度以降の教育的な効果を高める検討」等を行いました。

例1: 「事前の説明会・学習会、事後の成果発表会等」の開催(保護者・教職員等の参加)

例2: 送り側の地方公共団体の広報誌・公式サイト・公式SNS等を通じた本取組の紹介

例3: 受入側の関係者による地域内のイベント出展・郷土芸能の発表(住民における「受入側の地域」の認知度向上)

例4: 学校給食での「受入側の地域の食材」の活用(住民における「受入側の地域」の認知度向上)

例5: 次年度以降に向けて、本取組の教育的な効果を高める検討(計画内容の策定、プログラムの開発)

2. 取組事例で見られた「受入側」における実施上の課題と解決策

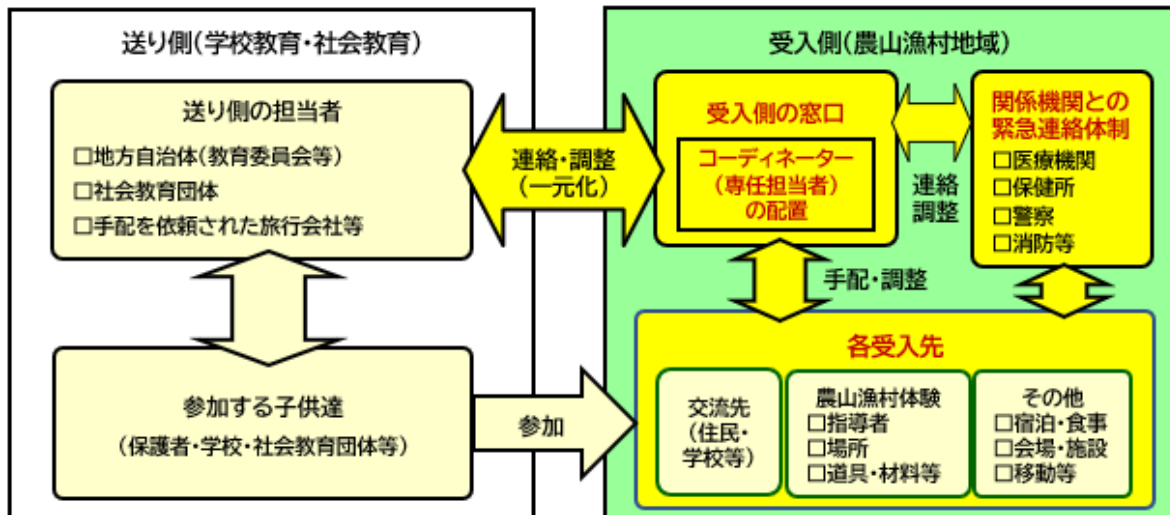
本取組の事例の中で、受入側で生じた課題は「受入体制の整備」と「継続的な受入体制の構築」に分けられます。それぞれの課題と解決策を紹介します。

(1) 取組事例で見られた「受入体制の整備」に係る課題と解決策

課題1: 安全・安心かつ送り側の要望をかなえるために「受入体制の整備」が必要になること

受入側では「安全・安心かつ送り側の要望をかなえる取組」を実現するために、「受入体制の整備」が必要です。

安全・安心かつ送り側の要望をかなえるための受入体制のイメージ



【取組事例で見られた解決策】

□「受入側の窓口」を設置して、「送り側との調整と各受入先の手配・調整の役割」を一元化しました。

※受入側の窓口を「中間支援組織」の中に設置した事例が多いです。

□受入側の窓口には「コーディネーター（専任担当者）」を配置して、効率的に対応できるようにしました。

※「地域おこし協力隊」を配置した事例があります。

□コーディネーターは事前に「各受入先との関係」を構築して、本取組に係る様々な調整を図れるようにしました。

【コーディネーターが各受入先と調整した取組例】

例1:「送り側の担当者からの要望」をかなえる取組を提供できるように調整しました。

例2:「各受入先で各参加者のアレルギーや障がい等に関する配慮」を行えるように調整しました。

□「受入時のスタッフやホームステイ等の交流先等」を対象にした事前説明会や研修を開催しました。

□本取組での傷病・事故等の発生時に備えて「受入地域内の関係機関との緊急連絡体制」を整備しました。

※受入地域内の関係機関＝医療機関・保健所・警察・消防等

□ホームステイの取組では「受入先で傷病・事故等が発生した場合」は速やかにコーディネーターに連絡することにしました。

□緊急連絡を受けたコーディネーターは速やかに「送り側の担当者」に連絡し、その後の対策を協議することにしました。

□「受入地域内の緊急連絡体制図」を作成して、本取組の実施前に送り側の担当者及び各受入先に配布しました。

※受入地域内の緊急連絡体制図：受入側の窓口、関係機関等の連絡先を明記したもの

課題2:コーディネーターは実施前の段階から「送り側からの相談・要望」に随時対応することが求められること

コーディネーターは、本取組の実施前から実施後までの間、送り側の担当者からの相談・要望にはその都度対応して、地域内の受入先等への手配・調整を行うことが求められます。

【取組事例で見られた解決策】

□コーディネーターが「送り側の担当者からの相談・要望」を受けて随時対応した取組は以下の図の通りです。



(2)取組事例で見られた「継続的な受入体制の構築」を図る上での課題と解決策

課題1:子供達の受入先を確保し続けなければならないこと

各受入先では、健康上の理由・家庭の事情・本取組に対するモチベーションの低下等の理由で、子供達の受け入れをお願いできなくなる場合があります。一定程度の受入先を確保し続けるための工夫が求められます。

【取組事例で見られた解決策】

□「各受入先のモチベーション」を保つための取組を実施しました。

- 例1:確保しているすべての受入先に子供達の受入機会を設けられるように努めました。
- 例2:本取組の実施後に、受入先を参集して子供達を受け入れた感想や反省等を共有しました。
- 例3:年に数回程度、受入先同士で情報交換を行える機会を設けました。
- 例4:本取組の実施結果を地方公共団体の広報誌(全世帯配付)や公式サイト等に掲載しました。
- 例5:本取組の意義や実施結果を新聞等で紹介してもらえるようにプレスリリースを行いました。

□「新たな受入先・協力者」を募集・育成しました。

- 例1:「受入先・協力者の募集公告」を地方公共団体の広報誌(全世帯配付)や公式サイト等で行いました。
- 例2:大学生・地域おこし協力隊等を対象にした受入先・協力者の募集・育成を行いました。

課題2:「地方公共団体の職員」がコーディネーターの役割を継続的に担うことが難しいこと

コーディネーターはその役割を果たすために「送り側と各受入先との関係」や「本取組で培ったノウハウ」を維持・更新していくことが求められることから、同一人物が続けることが望ましいです。しかしながら、「地方公共団体の職員」の場合、異動や新たな公務による負担過多等が生じる可能性があるため、同一人物が継続的に務めることは難しいといえます。

【取組事例で見られた解決策】

同一部署内での役割分担や地域おこし協力隊や中間支援組織等に委託する等の工夫をしました。

例1: コーディネーターの役割は「地方公共団体の同一部署内」で分担しました(スムーズな引継ぎを行えるようにするため)。

例2: 「地域おこし協力隊等の人材」にコーディネーターの役割を委ねました(数年後にはコーディネーターとしての独立を想定)。

例3: 「中間支援組織」にコーディネーターの役割を委ねました(「受入側の窓口」の業務を担える団体への委託)。

課題3: 受入側の窓口になった中間支援組織にとって「受入先の手配業務」だけでは事業化が難しいこと

受入側の窓口の役割を委ねた「中間支援組織」の中には、「受入先の手配業務」の対価として送り側から「手配手数料」を得ているところがありますが、その相場は「手配した受入先の代金(宿泊代等)の10%程度」です。

年間の手配実績が乏しい中間支援組織の場合、「手配手数料の収入」だけで「中間支援組織の事業費、一般管理費等」を賅うことは難しいといえます。

【取組事例で見られた解決策】

中間支援組織では「収益構造の改善、収入機会の開拓、法人化」を図りました。

収益構造の改善	「大規模校(200人程度)」の受入体制の整備	<input type="checkbox"/> 手配できる「ホームステイ等の受入先の軒数」の維持・増加 <input type="checkbox"/> 近隣地域と連携した「広域地域による受入体制」の整備等
収入機会の開拓	「送り側の満足度」の向上	「送り側の要望に配慮したプログラム」の改善・開発等
	「新たな送り側」の開拓	「旅行会社、学校、教育委員会、社会教育団体等」への営業活動等
	「受入先の手配業務」以外での収入機会の開拓	「観光・自然体験活動・研修等の分野」での事業化 「国・都道府県等による交付金・助成金、指定管理業務等」の受託等
中間支援組織の法人化		中間支援組織の信用力の向上(金融機関からの貸入等)

地方公共団体では「中間支援組織への支援や送り側の参加を促す取組」を行いました。

中間支援組織への支援	中間支援組織の事業費等の予算化
	「本取組以外の業務」の発注(指定管理等)
	中間支援組織が活用できる「国・都道府県等による交付金・助成金・制度等」に関する情報提供
	「職員の向出、地域おこし協力隊等」の派遣(本取組の業務や人件費等の負担の軽減)
送り側の参加を促す取組	中間支援組織が「法人化」する際の出資
	「送り側の費用(一部)」の予算化(体験料、地域内移動に係る費用等)
	国・都道府県等による交付金・助成金・制度等を活用した費用の補助 (例: 子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置、ふるさと納税、森林環境譲与税、特別区全国連携プロジェクト事業助成金(東京都特別区)等)
	送り側の地域での行事の出席・郷土芸能の発表(「送り側の地域」での認知度や関心の向上)

課題4: 「有償による受入先の手配業務」は旅行業法に抵触する場合があること

旅行会社ではない団体が「有償で宿泊・運送等を手配する行為」を行うことは旅行業法に抵触する場合があります。

※旅行業法に抵触するかどうか不明な場合は、「所管する都道府県観光担当部署」に確認することをお勧めします。

【取組事例で見られた解決策】

旅行業法に抵触しないように「有償による受入先の手配業務は旅行会社を通して依頼いただくこと」にしました。

※多くの団体ではこの方法で対応しています。

中間支援組織が「旅行会社」として登録しました。

IV. 子供農山漁村交流推進支援事業を活用した取組事例の紹介

1. 送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例の紹介

平成28～30年度に子供農山漁村交流推進支援事業を活用し、その後も送り側と受入側の双方による創意工夫で、本取組を継続している5組の取組事例を紹介します(11～20ページ参照)。

送り側の団体	受入側の団体	交流推進支援事業を活用した取組			取組事例の特色
		相互関係	分類	参加対象	
群馬県吉岡町	北海道大樹町	友好都市	社会教育	小学生	「地域おこし協力隊」による本取組のコーディネートとプログラム開発
沖縄県北中城村	岩手県葛巻町	姉妹都市	社会教育	中学生	「両町村の中学生」を対象にした地域社会参加活動リーダーの養成
東京都江戸川区	北海道木古内町	交流都市	学校教育	小学生	「学校教育による取組」から「社会教育による取組」への移行
東京都国分寺市	長野県飯山市	友好都市	社会教育	小学生	「友好都市協定締結」をきっかけにした子供達による相互交流
東京都杉並区	山形県飯豊町	官民協働	社会教育	小学生	子供の農山漁村体験をきっかけにした「官民連携」による地域間連携

2. 継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例の紹介

子供農山漁村交流推進支援事業を活用した受入側の団体の中で、継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例を紹介しています(21～23ページ参照)。

交流推進支援事業を活用した受入側の団体	継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織
群馬県みなかみ町	(一社)みなかみ町体験旅行(群馬県みなかみ町)
滋賀県日野町	(一社)近江日野交流ネットワーク(滋賀県日野町)
宮崎県高千穂町	(一社)ツーリズム高千穂郷(宮崎県高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村)

送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例1

【送り側】 群馬県吉岡町 (都市・農山村)	【受入側】 北海道大樹町 (農山漁村)	分類	相互関係	きっかけ	令和元年度の財源
		社会教育	友好都市	友好都市間での 友好関係の醸成	事業費の予算化

I. 子供農山漁村交流推進支援事業で実施した「子供の農山漁村体験」の概要

本取組の特色:「地域おこし協力隊」による本取組のコーディネートとプログラム開発

送り側:群馬県吉岡町の現状と本取組の目的	受入側:北海道大樹町の現状と本取組の目的
□人口約21,800人(令和3年1月1日) □近年、ベッドタウンとして子育て世代の増加 □児童数の急増による教室等の確保に困窮	□人口約5,400人(令和3年1月1日) □基幹産業は農業・畜産・林業・漁業 □子供達の長期宿泊体験活動の受入体制は整備済
【本取組の目的】 □「吉岡町の児童」の育成(教育・子育て支援) □町内での「子供の農山漁村体験」の取組への理解促進	【本取組の目的】 □「子供の農山漁村体験の活動内容等」の改善 □町内での「子供の農山漁村体験」の取組への理解促進

【本取組の実施概要】

- 日程:平成28年8月19日(金)~8月23日(火)(4泊5日)
- 参加者:吉岡町の児童(小学5年生・参加人数30名・公募(小学校を通じた募集))
- 大樹町での宿泊:公的宿泊施設(1軒・貸切・4泊)
- 交流:体験先での農業従事者、体験指導者、本町の小学校の児童
- 体験:メガファームでの子牛への哺乳や牛舎の清掃等、生花沼でのカヌー、宇宙交流センター等の見学



開会式



農業見学(酪農レクチャー)

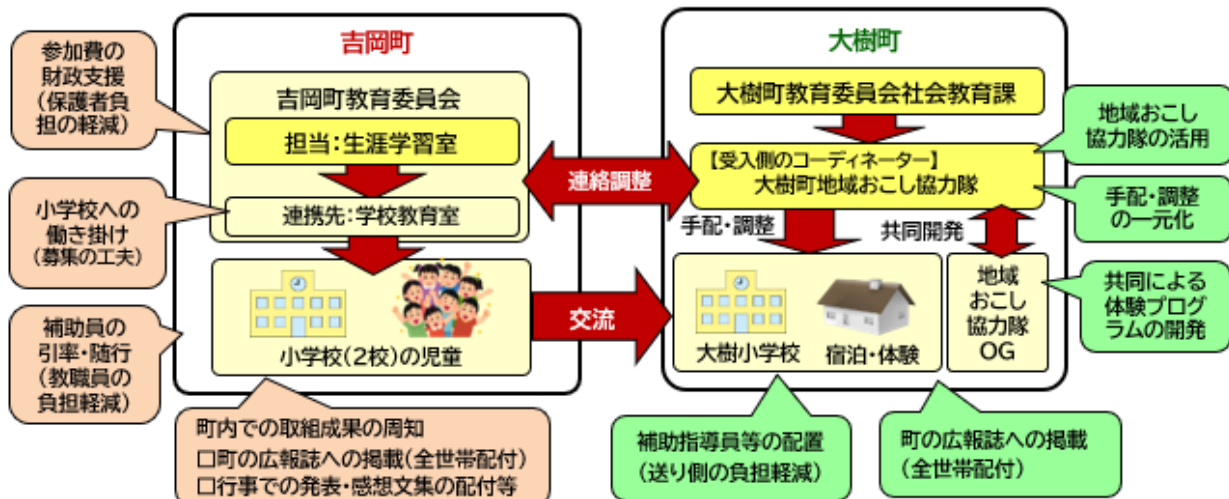


宇宙開発の説明・体験



大樹小学校の児童との交流

本取組の実施体制と創意工夫したポイント



II. 子供農山漁村交流推進支援事業後の地域間連携による取組

1. 令和元年度の「子供の農山漁村体験」の概要

【令和元年度の取組概要】

- 活動名: 吉岡町・大樹町子ども交流事業(教育種別: 社会教育)
- 日程: 令和元年8月18日(日)～21日(水)(3泊4日)
- 参加者: 児童30名(公募(学校を通じた募集、町の広報誌への掲載))



開会式



宇宙交流センターの見学



大樹町の小学校



農業見学

2. 「子供の農山漁村体験」以外での地域間連携による取組の概要

(1) 吉岡町による大樹町に向けた取組

- 「よしおかふるさと祭り」への来賓招待及び「物産交流(特産品等)」の実施
- 「吉岡町教育委員」による視察(本取組の日程に併せて実施)

(2) 大樹町による吉岡町に向けた取組

- 「よしおかふるさと祭り」及び「物産交流(特産品等)」への参加
- 「吉岡町教育委員」の視察対応



友好都市協定締結式

III. 「子供の農山漁村体験」を継続的に実施するための創意工夫

1. 送り側: 群馬県吉岡町による創意工夫のポイント

- 「小学校教諭」に参画してもらっています。

※本取組が「子供教育の機会」であることが明確になり、保護者や本取組に関わりが無い住民等の理解が促進されました。

- 「両町による情報交換」を継続的に行っています。
- 「本取組に係る費用」を予算化しました。

2. 受入側: 北海道大樹町による創意工夫のポイント

- 「両町による情報交換」を継続的に行っています。
- 「教育的な効果の高いプログラム」を開発したことで、「募集時の魅力度の向上」、「参加校の満足度の向上」等につながりました。
- 「受入側の窓口」の役割は「中間支援組織(南十勝長期宿泊体験交流協議会)」が行っています。
- 中間支援組織に「大樹町教育委員会 社会教育課」の職員を派遣することで、人手の確保と町とのスムーズな調整を図っています。
- 中間支援組織を「大樹町教育委員会 社会教育課」の中に置くことで、賃借料等の経費負担を軽減しています。

受入側の窓口「南十勝長期宿泊体験交流協議会」の紹介

- ホームステイ(分泊)の定員: 240人(近隣地域への追加手配時/400人)
- 集団宿泊(青少年教育施設・ホテル・旅館等)の定員: 400人
- 住所 北海道広尾郡大樹町双葉町6番地1 TEL 01558-6-2133
- URL <http://step-tokachi.org/>



送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例2

【送り側】 沖縄県北中城村 (都市・農村)	【受入側】 岩手県葛巻町 (農山村)	分類	相互関係	きっかけ	令和元年度の財源
		社会教育	姉妹都市	姉妹都市間での 友好関係の醸成	事業費の予算化

I. 子供農山漁村交流推進支援事業で実施した「子供の農山漁村体験」の概要

本取組の特色:「両町村の中学生」を対象にした地域社会参加活動リーダーの養成

送り側:沖縄県北中城村の現状と本取組の目的	受入側:岩手県葛巻町の現状と本取組の目的
<ul style="list-style-type: none"> □人口約17,800人(令和3年1月1日) □都市化の進行(大型商業施設や高層マンションの建設等) □沖縄県本島の亜熱帯の気候 □流入人口とインバウンド客の増加 □一次産業の担い手と自然体験等のコンテンツの不足 □子供は一次産業や四季の変化にふれる機会が不足 	<ul style="list-style-type: none"> □人口約5,900人(令和3年1月1日) □少子高齢化・過疎化の進行 □基幹産業(酪農・林業)の担い手の不足 □雇用機会・魅力的な仕事の不足(低い若い世代のUターン率) □子供を対象にした自然体験・山村留学の受け入れ □第三セクターによる産業の活性化
<p>【本取組の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> □姉妹都市の交流促進・友好関係の醸成 □「社会参加活動リーダー」の養成 	<p>【本取組の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> □姉妹都市の交流促進・友好関係の醸成 □「社会参加活動リーダー」の養成

【本取組の実施概要】

- 日程:平成31年1月8日~11日(3泊4日)
- 参加者:北中城中学校1~2年生・参加人数12名(公募(対象:北中城中学校1~2年生の中から選抜))
- 宿泊:集団宿泊施設(3泊)
- 交流:葛巻町立中学校(3校)の生徒、町役場(町長、職員)、第三セクターの各施設従事者
- 体験:町の基幹産業を支える第三セクターの視察と従事者による講話(基幹産業学習)、スキー体験等



葛巻中学校訪問
(歓迎レセプション)



葛巻町の基幹産業学習
(ワイン工場見学)

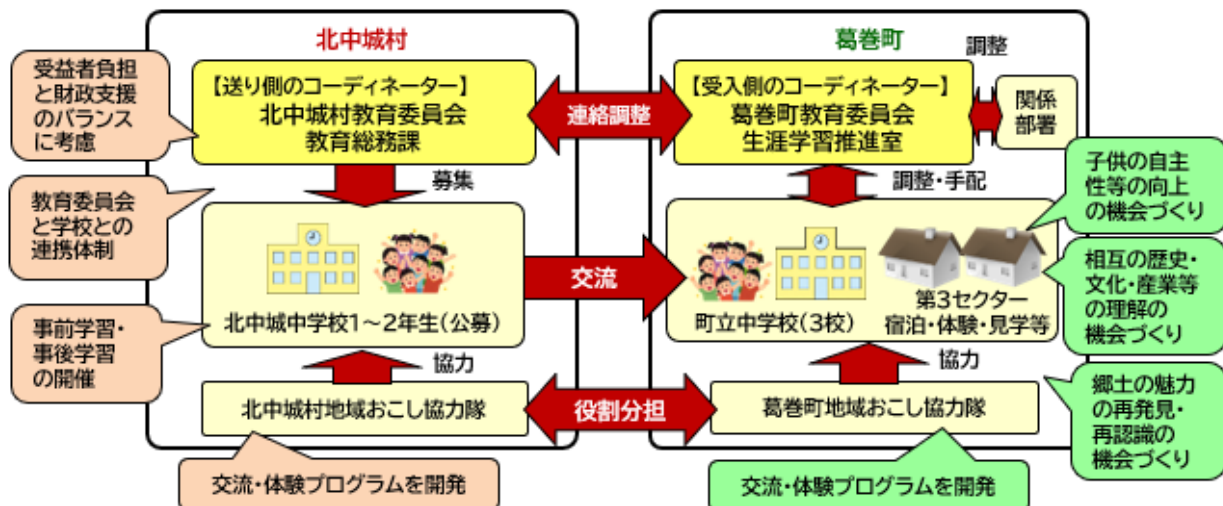


リーダー交流会



スキー教室

本取組の実施体制と創意工夫したポイント



II. 子供農山漁村交流推進支援事業後の地域間連携による取組

1. 令和元年度の「子供の農山漁村体験」の概要

両町村では毎年度「送り側と受入側の役割」を入れ替えて実施しています。

(※令和元年度の取組の場合、送り側:岩手県葛巻町、受入側:沖縄県北中城村)

【令和元年度の取組概要】

□活動名:青少年姉妹村訪問研修(教育種別:社会教育)

□実施日程:令和元年8月6日(火)～9日(金)(3泊4日)

□参加者:生徒14名(葛巻町立中学校3校の2～3年生:公募(手段:各中学校が推薦した生徒、教育委員会が選抜))

□財源:葛巻町による事業費の予算化



北中城村役場表敬訪問



世界遺産「中城城跡」見学



リーダー交流会



交流レク

2. 「子供の農山漁村体験」以外での地域間連携による取組の概要

□北中城村立幼小中学校の給食で「葛巻町特産品」を提供

(北中城村の小学校と牧場の担当者をテレビ電話でつなぎ、牛や牛乳に関する質疑を行いました。)

□葛巻町での「北中城村の伝統芸能エイサー」の披露

(「北中城村青年連合協議会」による葛巻町への訪問)

□北中城村での「葛巻町の伝統芸能葛巻神楽」の披露

(「葛巻高校郷土芸能部」による北中城村への訪問)

□「北中城村・葛巻町の職員」による相互交流(研修や人事交流の実施)

□「北中城村・葛巻町合同観光物産展」の開催

□「両町村の地域おこし協力隊員」による意見交換(観光・物産等の連携)



葛巻町の伝統芸能葛巻神楽の披露

III. 「子供の農山漁村体験」を継続的に実施するための創意工夫

1. 沖縄県北中城村及び岩手県葛巻町の協働による創意工夫のポイント

□両町村は「情報交換」を継続的に実施しています。

□両町村は隔年で「送り側と受入側の役割」を入れ替えています。

※隔年による「相互訪問」を実現しています。

□本取組の事業費を予算化しています。

※葛巻町が「送り側の役割」の年度の場合:葛巻町が予算化します。

□両町村で「伝統芸能の披露」、「観光物産展の開催」を行うこと、住民から本取組に対する理解・関心が深まるようにしています。

2. 受入側:岩手県葛巻町による創意工夫のポイント

□「受入側の窓口」の役割は「町(葛巻町教育委員会生涯学習推進室)」が行っています。

□「コーディネーター(専任担当者)」を配置しています(送り側との対応や受入先の手配等を効率的に行うため)。

送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例3

【送り側】 東京都江戸川区 (都市)	【受入側】 北海道木古内町 (農山漁村)	分類	相互関係	きっかけ	令和元年度の財源
		学校教育 社会教育	交流都市	交流都市の締結	特別区全国連携 プロジェクト事業 助成金

I. 子供農山漁村交流推進支援事業で実施した本取組の概要

本取組の特色:「学校教育による取組」から「社会教育による取組」への移行

送り側:東京都江戸川区の現状と本取組の目的	受入側:北海道木古内町の現状と本取組の目的
<ul style="list-style-type: none"> □人口約696,100人(令和3年1月1日) □都市化の進展や家族構成の変化 □区民の平均年齢が低く、子供の割合が多い □交流を基調とした子供達の郷土愛・豊かな心の育成 	<ul style="list-style-type: none"> □人口約3,950人(令和3年1月1日) □少子高齢化・過疎化による人口減少 □北海道新幹線木古内駅の開業(平成28年3月) □教育旅行の受入推進による町の活力の維持・向上
<p>【本取組の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> □「地域を愛する心」の醸成(地域愛を深め、進んで地域の活動に参加しようとする児童を増やす) □「豊かな心」の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・進んで友達とコミュニケーションを図る児童を増やす ・よりよい生活を築こうとする児童を増やす 	<p>【本取組の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> □「体験観光の推進」による町の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・観光客数を増やし、まち全体の活性化を図る □「本町への交流受入」の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・本町を訪問する道外の学校数を増やす □「コーディネーターの育成」及び「組織体制」の整備

【本取組の実施概要】

- 日程・教育種別:平成29年7月31日～8月3日(3泊4日)・学校教育
- 参加者:江戸川区立下小岩第二小学校5年生(参加人数37名)
- 宿泊:集団宿泊(寺院1軒)、分泊(ホームステイ13軒)
- 交流:民泊先での受入家庭との交流
- 体験:漁業体験(ほたて養殖・漁船乗船)、農業体験(搾乳・家畜世話)等



1日目:開講式



2日目:漁業体験

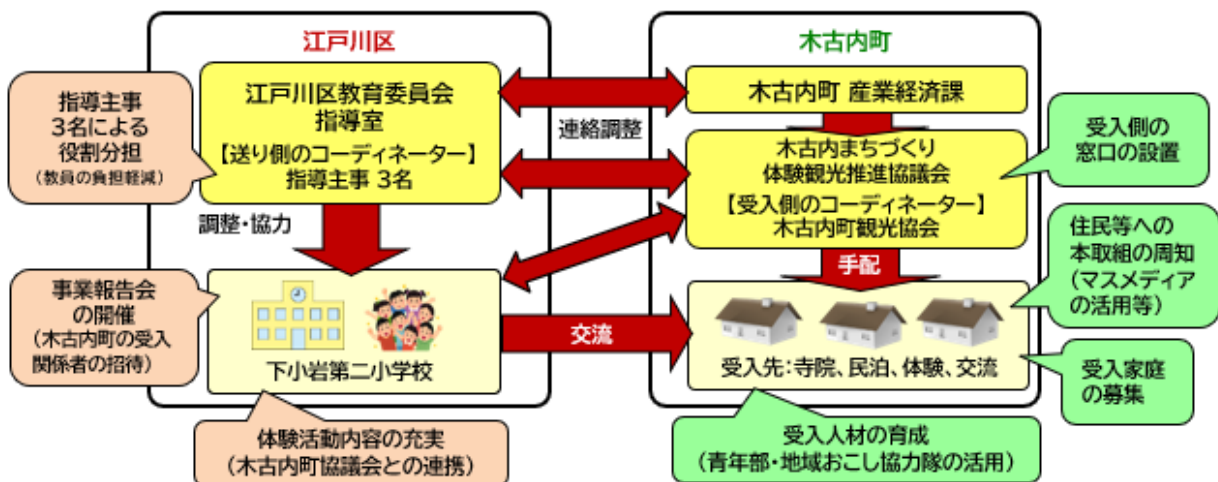


2日目:民泊体験



3日目:搾乳・家畜体験

本取組の実施体制と創意工夫したポイント



II. 子供農山漁村交流推進支援事業後の地域間連携による取組

1. 令和元年度の「子供の農山漁村体験」の概要

- (1)江戸川区では本取組を「学校教育の取組」から「社会教育の取組」に切り替えて実施しています。
- (2)送り側の役割は「江戸川区経営企画部都市戦略課」が担当しました。

【令和元年度の取組概要】

- 活動名:北海道木古内町自然体験交流(教育種別:社会教育)
- 日程:令和元年7月30日(火)~8月1日(木)(2泊3日)
- 参加者:江戸川区の児童(5~6年生)15名(公募・定員:15名)
- 財源:特別区全国連携プロジェクト事業助成金



スポーツ交流



漁業体験



民泊体験



修了式

2. 「子供の農山漁村体験」以外での地域間連携による取組の概要

- 下小岩第二小学校児童は募金活動を通じて木古内町に義援金を贈りました。
(平成30年9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」の被害に対する義援金)
- 木古内町長は義援金を受けて下小岩第二小学校を訪問し、感謝の意を伝えました。



木古内町長による学校訪問

III. 「子供の農山漁村体験」を継続的に実施するための創意工夫

1. 送り側:東京都江戸川区による創意工夫のポイント

- 令和元年度から「区独自の社会教育による取組(参加者の公募)」を開始しました。
- 「本取組の財源」を確保しました(「特別区全国連携プロジェクト事業助成金」の活用)。

【特別区全国連携プロジェクト事業助成金】

特別区(東京23区)は、本助成金を活用して全国の各地域と産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組を展開しています。

- 本取組の継続性を高めるために「参加者の負担金」を設けました。
- 本取組の様子はリアルタイムで「本区のFacebookの公式ページ」で公開しました(市民への周知・理解促進)。
- 保護者を対象にした「事前・事後学習会」を開催しました(保護者等の理解促進)。
- 事後学習会で作成した参加者の記録は「本区の交流事業紹介イベント」で展示しました(市民への周知・理解促進)。

2. 受入側:北海道木古内町による創意工夫のポイント

- 「受入側の窓口」の役割は「中間支援組織(木古内まちづくり体験観光推進協議会)」が行っています。
- 町の観光情報の発信等を担う「木古内町観光協会」に中間支援組織の事務局を委ねています。
- 中間支援組織に「コーディネーター」を配置しています(送り側との対応や受入先の手配等を効率的に行うため)。
- 中間支援組織に「町の職員」を派遣することで、人手の確保と町とのスムーズな調整を図っています。
- 学校教育・社会教育向けの体験観光メニューの情報発信を強化しました(ウェブサイトのリニューアル)

受入側の窓口「木古内まちづくり体験観光推進協議会」の紹介

- ホームステイ(分泊)の定員:60人
- 集団宿泊の定員:100人
- 住所 北海道上磯郡木古内町本町531木古内町観光協会内
- TEL 01392-6-7357(木古内町観光協会)
- URL <http://kikonai-kankou.net/taikenkankou000.html>



送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例4

【送り側】 東京都国分寺市 (都市)	【受入側】 長野県飯山市 (農山村)	教育種別	相互関係	きっかけ	令和元年度の財源
		社会教育	友好都市	友好都市協定の締結	森林環境譲与税

I. 子供農山漁村交流推進支援事業で実施した「子供の農山漁村体験」の概要

本取組の特色:「友好都市協定締結」をきっかけにした子供達による相互交流

送り側:東京都国分寺市の現状と本取組の目的	受入側:長野県飯山市の現状と本取組の目的
□人口約126,600人(令和3年1月1日) □都心近郊にある住宅都市 □当市の小中学生における農業に接する機会、栽培する苦労等を体験する機会の不足 □当市の小中学生を対象にした「将来の地域のリーダー」を育成する取組を実践しています。 ※「わんぱく学校」(小学生対象) 「青少年地域リーダー講習会」(中学生等対象)	□人口約19,400人(令和3年1月1日) □長野県北部の農山村地域 □少子高齢化の進展(昭和30年と比べ人口約50%減少) □学校教育旅行「自然体験教室」の受入先進地 ※但し、首都圏からの受入人数が減少傾向にあります。 (理由:少子化・学校の統廃合による影響) □当市の児童における都市部の児童との交流不足
【本取組の目的】 □地域のリーダーとしての資質向上 □農業や自然環境への理解・関心の深化 □心身の健やかな成長	【本取組の目的】 □当市の児童における郷土の魅力の再発見・再認識 □飯山市のファンづくりとリピーターの確保

【本取組の実施概要】

- 日程:平成30年10月13日(土)~14日(日)(1泊2日)
- 国分寺市の参加者:児童54名(公募:わんぱく学校、市報等)
 ※引率者16名(事務局(教育長、社会教育課)、補助員(市青少年委員及び東京学芸大学学生))
- 飯山市の参加者:児童20名(公募:市報、市のウェブサイト等)
- 宿泊:農家民宿(3軒)
- 住民との交流:農家民宿の受入家庭、両市の児童(小学1~6年生)
- 体験:リンゴ狩り、きのこ狩り、稲刈り、MY著作作り、郷土料理作り、星空観察、リンゴジャム作り



リンゴの収穫体験



稲刈り体験
(手刈り(昔のやり方))

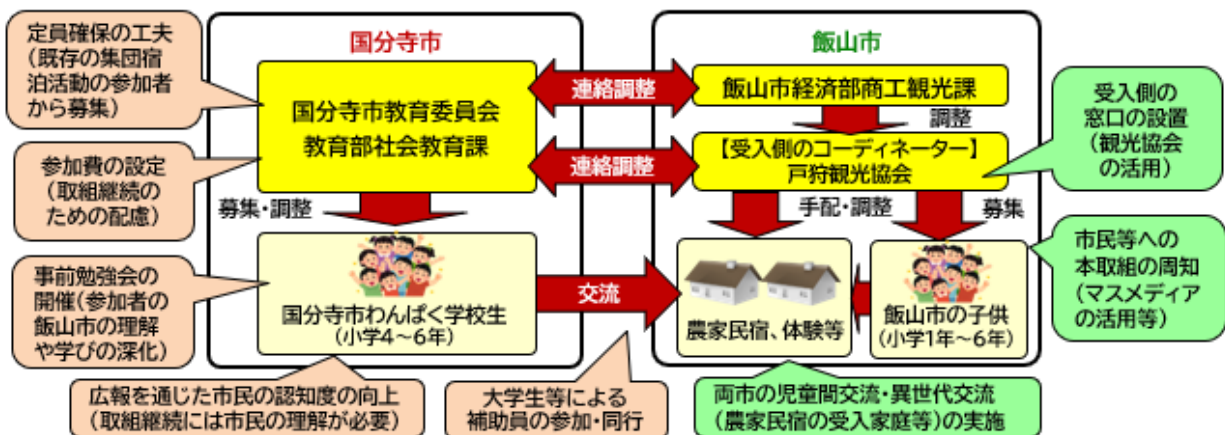


郷土料理の笹寿司作り
(農家民宿の家庭との交流)



2日目の集合写真

本取組の実施体制と創意工夫したポイント



II. 子供農山漁村交流推進支援事業後の地域間連携による取組

1. 令和元年度の「子供の農山漁村体験」の概要

本取組の財源として「森林環境譲与税」を活用するために、「森林に関連するプログラム等」を開発しました。

【令和元年度の取組概要】

□活動名: わんぱく学校 青少年地域リーダー講習会 令和元年度「いいやまキャンプ」(教育種別: 社会教育)

□日程: 令和元年7月28日(日)～30日(火)(2泊3日)

□参加者: 国分寺市の児童35名、生徒7名(わんぱく学校、青少年地域リーダー講習会参加者)、飯山市の児童13名

□募集方法: 国分寺市: 公募(市の広報誌、市HP、チラシ等)、飯山市: 公募(市の広報誌、市内小学校へのチラシ配布等)

□財源: 森林環境譲与税、受益者負担



間伐体験



間伐材クラフト工作



ウォークラリー



キャンプファイヤー

2. 「子供の農山漁村体験」以外での地域間連携による取組の概要

□国分寺市立中学校5校による飯山市での「スキー移動教室」の実施

□国分寺市による「いいやま灯籠まつり」への出展

□飯山市による「国分寺駅ビル」での出展(飯山市物産展・高橋まゆみ人形展)

□飯山市による「国分寺まつり」での出展(右の画像)



「国分寺まつり」での出展

III. 「子供の農山漁村体験」を継続的に実施するための創意工夫

1. 送り側: 東京都国分寺市による創意工夫のポイント

□市民向けに「本取組」及び「友好都市・長野県飯山市」を周知しています(市民の理解促進のため)。

※周知方法: 市の広報誌での記事掲載、教育広報誌での記事掲載、市twitterアカウントでのツイート

□新たな財源確保(森林環境譲与税)のために取組内容を再構築しました(「森林関連のプログラム」の追加等)。

【参考】森林環境譲与税とは

国が令和元年度から開始した「都道府県・市町村に対して譲与する仕組み」で、市町村では間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるとされています。

2. 受入側: 長野県飯山市による創意工夫のポイント

□「受入側の窓口」の役割は「中間支援組織((一社)信州いいやま観光局)」が行っています。

※「法人化」している団体に委ねることで、送り側(学校・旅行会社等)や金融機関等からの信用が高まります。

※市では「(一社)信州いいやま観光の事業費」を予算化しています。

※(一社)信州いいやま観光は「受入先の手配業務以外による収入機会」を開拓しています(商品開発・販売、観光体験等)。

□中間支援組織に「コーディネーター」を配置しています(送り側との対応や受入先の手配等を効率的に行うため)。

□飯山市の魅力を感じられる「自然体験プログラム(森林に関連するプログラム等)」を開発しました。

受入側の窓口「(一社)信州いいやま観光局」の紹介

□ホームステイ(分泊)の定員: 400人

□集団宿泊(ホテル・旅館等)の定員: 800人

住所 長野県飯山市飯山大字飯山1110-1 飯山市役所内 TEL 0269-62-3133

URL <http://www.iiyama-ouendan.net/>



送り側と受入側の双方の創意工夫によって子供の農山漁村体験を継続している取組事例5

【送り側】 東京都杉並区 (都市)	【受入側】 山形県飯豊町 (農山村)	教育種別	相互関係	きっかけ	令和元年度の財源
		社会教育	官民連携	小学校の出前授業	商店街からの協力金 (杉並区学校支援本部主体事業)

I. 子供農山漁村交流支援事業で実施した「子供の農山漁村体験」の概要

本取組の特色: 子供の農山漁村体験をきっかけにした「官民連携」による地域間連携

送り側: 東京都杉並区の現状・本取組の目的	受入側: 山形県飯豊町の現状と本取組の目的
<ul style="list-style-type: none"> □人口約574,000人(令和3年1月1日) □東京都23区の西側にある住宅都市 □児童の栄養を考慮した安全・安心な学校給食の提供 □児童は農業に接する機会が少ない。 □児童は食材の栽培の苦労等を自ら学ぶ機会がない 	<ul style="list-style-type: none"> □人口約6,800人(令和3年1月1日) □山形県南西部に位置する農山漁村 □過疎・高齢化、町内の小中学校と農業高校分校の閉校 □基幹産業である水稲の後継者不足で農地の荒廃化 □多くの観光事業者の経営状態が芳しくない
<p>【本取組の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> □食をテーマにした地域間連携の具体化 (生産地と消費地の双方の思いが伝わる体験・交流) □双方の大人達で児童による食育活動の支援 	<p>【本取組の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> □都市の児童との交流による地区住民の活性化 □町ににぎわいを取戻すための交流人口の拡大 □持続可能な実施体制の構築

【本取組の実施概要】

- 日程: 1回目 平成28年8月17日～19日(2泊3日)、2回目 平成28年11月19日～20日(1泊2日)
- 参加者: 杉並区立杉並第四小学校(4～6年生・1回目16名、2回目34名)
- 募集方法: 公募(小学校から保護者宛てに「都市・農村交流体験学習」のお知らせを配布)
- 宿泊: 1回目: 農家民宿(1泊)、公的宿泊施設(1泊)、2回目: 公的宿泊施設
- 住民との交流: 農家民宿での宿泊交流、体験指導時の交流
- 体験: 野菜の植え付け、トラクター試乗、木工クラフト、川遊び、ヤマメのつかみ取り



農業体験
(播種、定植作業)



農家民宿体験
(マタギのお家)

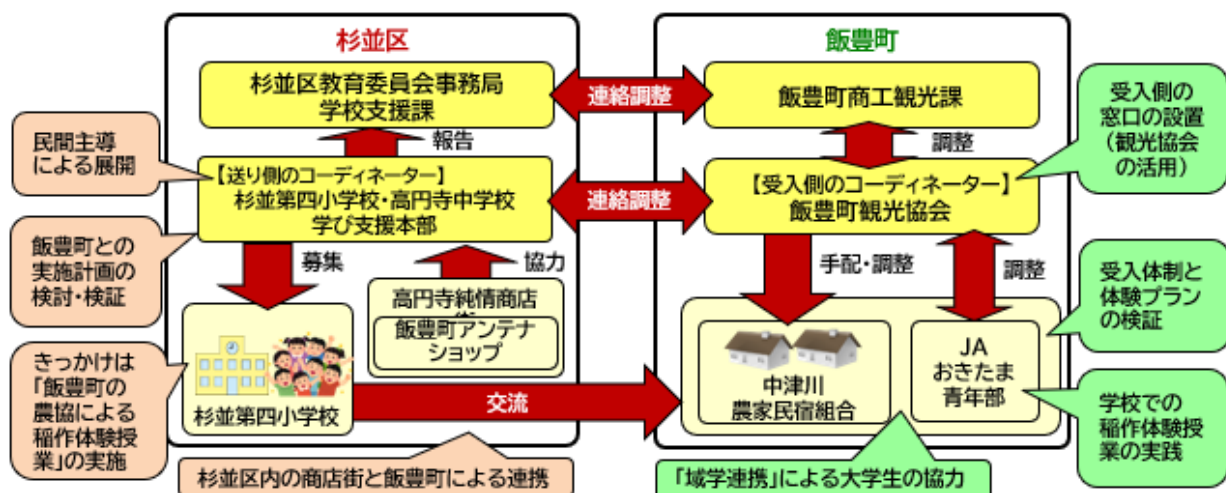


田畑の見学



農業体験
(収穫作業)

本取組の実施体制と創意工夫したポイント



II. 子供農山漁村交流推進支援事業後の地域間連携による取組

1. 令和元年度の「子供の農山漁村体験」の概要

【令和元年度の取組概要】

- 活動名:飯豊町交流体験学習(教育種別:社会教育)
- 日程:令和元年8月8日(木)~10日(土)(2泊3日)
- 参加者:杉並区:児童10名、生徒8名(小学校時参加者対象)
- 募集方法:公募(杉並第四小学校・高円寺中学校から保護者宛てにお知らせを配布)
- 財源:杉並区学校支援本部の主体事業による「区内商店街からの協力金」、飯豊町交流事業予算、参加費



飯豊町の全景



きゅうりの収穫



農家民宿体験



夕食風景

2. 「子供の農山漁村体験」以外での地域間連携による取組の概要

(1)飯豊町による“杉並区”に向けた取組

- 「杉並区立小学校での出前授業」の講師派遣(JAおきたま飯豊地区青年部)
- 杉並区内の商店街で「飯豊町のアンテナショップ」を出店

(2)杉並区による“飯豊町”に向けた取組

- 「杉並第四小学校・高円寺中学校学び支援本部」による地域間交流の推進
- 「杉並第四小学校で指導している飯豊町の農家」が生産したコメのブランド化
- “第2のふるさと”として飯豊町に「ふるさと納税」による寄付



飯豊町のアンテナショップ

III. 「子供の農山漁村体験」を継続的に実施するための創意工夫

1. 送り側:東京都杉並区による創意工夫のポイント

- 「飯豊町のアンテナショップ(区内の商店街で出店)」で飯豊町の生産物の販売・情報発信を実施しています。
- 「交流している小学校の学校給食」には飯豊町で生産された白米を採用しています。
- 本取組の財源には、参加費以外に、学校支援本部主体事業による「区内の商店街からの協力金」を活用しています。
※「飯豊町のブランド米」を杉並区の「高円寺純情商店街」で販売→得られた収益は「本取組の費用の一部」に還元しています。
※杉並区では本取組に係る費用を予算化していません。

2. 受入側:山形県飯豊町による創意工夫のポイント

- 本取組に関することは適宜広報しています(町内から本取組への多様な参画を得るため)。
- 本取組後には「ふりかえりの機会」を設けています(受入方の効率化と習熟度の向上を図るため)。
- 「受入先の会員同士が集まる機会」を設けています(自由闊達な意見交換を通じて今後の取組への意欲を高めるため)。
- 杉並区からいただいた「ふるさと納税」の返礼品として「町の宿泊利用券」を提供しています(本取組中に活用)。
- 「受入側の窓口」の役割は「中間支援組織((一社)飯豊町観光協会)」が行っています。
※「法人化」している団体に委ねることで、送り側(学校・旅行会社等)や金融機関等からの信用が高まります。
※(一社)飯豊町観光協会は「受入先の手配業務以外の収入機会」を開拓しています(商品開発・販売、観光体験等)。

受入側の窓口「(一社)飯豊町観光協会」の紹介

- ホームステイ(分泊)の定員:60人
- 集団宿泊(ホテル・旅館等)の定員:275人
- 住所 山形県西置賜郡飯豊町大字椿1974-2(JR羽前椿駅舎内)
- TEL 0238-86-2411(代) URL <http://iikanjini.com/>



継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例1

(一社)みなかみ町体験旅行(群馬県みなかみ町)

住所 群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1	TEL 0278-62-3450	URL https://www.m-tr.jp/
-------------------------	------------------	---

1. 本法人の理念

観光を通じた地域経済をより豊かにするため、地域の観光資源の掘り起こしと地域の魅力向上を目指しています。

2. 本法人の取組

学校教育旅行等のご依頼に対して「農家等のホームステイ先」や「各種体験」等を手配するなど、観光事業者のみならず地域全体が活性化できる公益性の高い事業を担っています。また、町からの補助金はいただいています。

本法人が手配できる宿泊定員と交流・体験メニューの紹介

【宿泊定員】

- ①「ホームステイ(分泊)」の場合: 200人(手配先を近隣地域に広げる場合: 400人)
- ②「集団宿泊(青少年教育施設・ホテル・旅館等)」の場合: 500人

【屋外の交流・体験メニュー(例)】

リンゴ狩り・リンゴジュースづくり、田植え体験(米1キロ付)、稲刈り体験(米1キロ付)、里山環境学習 SDGs、雪国体験等

【屋内の交流・体験メニュー(例)】

わら細工、竹細工、七宝焼き、陶芸、和紙等のクラフト体験、そば・うどん打ち体験等



3. 「受入側の窓口」の発足後の展開(概略)

実施年度	取組概要
平成20年度	「みなかみ町教育旅行教育協議会」の発足(みなかみ町の「受入側の窓口」の発足)
平成21年度	「国内の学校」の受入開始 【受入実績:平成21年度→22年度】受入校数:2件→25件、受入人数:82名→2,596名
平成23年度	「海外の学校・国際交流」の受入開始
平成24年度	「広域地域」による受入開始(「周辺市町村」との連携、ホームステイの受入先の軒数の増加)
平成26年度	(一社)みなかみ町体験旅行の発足(みなかみ町の「受入側の窓口」の法人化)
令和元年度	学校教育による受入校数:小学校9校、中学校68校、高等学校14校 社会教育による受入件数:5件

4. 中間支援組織が継続的に運営するための創意工夫のポイント

- ①中間支援組織の「法人化」(送り側(学校・旅行会社等)や金融機関等からの信用が高まるため)。
- ②「受入先の手配業務以外による収入機会」の開拓(例:観光・企業研修・国際交流等)
- ③「教育的な効果の高いプログラム」の開発・提供(学校等からの教育的な要望への対応、受入校の満足度向上を図るため)
- ④「近隣の地方公共団体との連携」による受入先の確保(大規模校(200人程度)の受入体制の整備→1回当たりの収益性の向上等)

継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例2

(一社)近江日野交流ネットワーク(滋賀県日野町)		
住所 滋賀県蒲生郡日野町河原1-1	TEL 0748-52-6562	URL https://www.omi-hino.jp/

1. 本法人の理念

滋賀県の若者が就職や大学等への進学を契機として県外へ流出し、様々な事情から滋賀県に戻ってきていないという現実的な課題が存在しています。これまでの子供農山漁村交流の経験を活かして、将来を担う子供達に暮らしの豊かさ、ふるさとへの愛着と自信と誇りを伝え、心豊かな人材育成に寄与することとしています。

2. 本法人の取組

学校教育旅行等のご依頼に対して「ホームステイ先」を手配しています。提供できる体験はあえて「各ホームステイ先による家業体験」のみとし、子供達と各受入家庭との交流を深める機会となっています(以下の枠内参照)。

これまでに受け入れた人数は、県外からの修学旅行生など30,000人を超えています(内、リピーター率約70%)。

本法人が手配できる宿泊定員と交流・体験メニューの紹介

【宿泊定員】

- ①「ホームステイ(分泊)」の場合:要相談(手配先を近隣地域に広げる場合:要相談)
- ②「集団宿泊(青少年教育施設・ホテル・旅館等)」の場合:手配不可

【交流・体験メニュー】

※ホームステイ先の各受入家庭による「家業体験」(内容は各受入家庭にお任せ、定員は基本4名)



3. 「受入側の窓口」の発足後の展開(概略)

実施年度	取組概要
平成20年度	「三方よし!近江日野田舎体験推進協議会」の発足(日野町の「受入側の窓口」の発足)
平成21年度	「国内の学校等」の受入開始 【平成21年度の受入実績】 受入人数:189人、受入泊数:352人泊
平成26年度	【平成26年度の受入実績】 受入人数:3,789人、受入泊数:4,887人泊、経済効果:約6,000万円
平成27年度	「(一社)近江日野交流ネットワーク」の発足(日野町の「受入側の窓口」の法人化)
令和元年度	学校教育による受入校数:小学校1校、中学校25校、高等学校1校 社会教育による受入件数:19件

4. 中間支援組織が継続的に運営するための創意工夫のポイント

- ①中間支援組織の「法人化」(送り側(学校・旅行会社等)や金融機関等からの信用が高まるため)。
- ②「受入先の手配業務以外による収入機会」の開拓(例:企業研修・国際交流等)
- ③「教育的な効果の高いプログラム」の開発・提供(学校等からの教育的な要望への対応、受入校の満足度向上を図るため)
- ④「近隣の地方公共団体との連携」による受入先の確保(大規模校(200人程度)の受入体制の整備→1回当たりの収益性の向上等)
- ⑤町による中間支援組織の事業費の補助

継続的に「受入側の窓口」の役割を委ねている中間支援組織の取組事例3

(一社)ツーリズム高千穂郷(宮崎県高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村)		
住所 宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1248-25	TEL 0982-82-2199	URL https://takachiho-go.jp/

1. 本法人の理念

宮崎県高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村において営まれる農林業、連なる棚田や山林などの美しい農村景観、受け継がれる伝統芸能などの「暮らしの体験」を通して、地域内外の「こころ」の交流を推進しています。

2. 本法人の取組

学校教育旅行のご依頼に対して、ホームステイによる農村体験、夜神楽の体験・鑑賞などの伝統文化体験、スキーやトレッキング等の自然体験を手配・提供しています。

日本の伝統的な暮らしの体験を求める海外からの教育旅行等の受け入れも増加しています。

本法人が手配できる宿泊定員と交流・体験メニューの紹介

【宿泊定員】

①「ホームステイ(分泊)」の場合:120人(手配先を近隣地域に広げた場合:200人)

②「集団宿泊(青少年教育施設・ホテル・旅館等)」の場合:要相談

【屋外の交流・体験メニュー(例)】

神楽拝観(高千穂神社で観光神楽)、高千穂・椎葉山地域(世界農業遺産)での農作業・生業体験、郷土料理づくり体験等

【屋内の交流・体験メニュー(例)】

神楽体験、郷土料理づくり、竹細工づくり等



3. 「受入側の窓口」の発足後の展開(概略)

実施年度	取組概要
平成24年度	「(一社)ツーリズム高千穂郷」の発足 (宮崎県高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村の「受入側の窓口」の発足及び法人化) ホームステイの受入家庭の軒数:33軒
平成24~30年度	世界農業遺産、ユネスコエコパーク等の国際認証に関連付けたプログラム等の提供 関係団体との連携 【関係団体】宮崎県香港事務所、県内の受入地域団体、JA、神楽保存会等
令和元年度	ホームステイの受入家庭の軒数:50軒(平成24年度から17軒増加) 海外の教育旅行者の増加:前年度比260%増

4. 中間支援組織が継続的に運営するための創意工夫のポイント

- ①「5町村の地方公共団体と各観光協会」による中間支援組織の設立(5町村による出資)
- ②中間支援組織の「法人化」(送り側(学校・旅行会社等)や金融機関等からの信用が高まるため)
- ③「5町村の広域連携」による受入先の確保(1回当たり100人程度の受入体制の整備→1回当たりの収益性の向上等)
- ④「世界農業遺産、ユネスコエコパーク等の国際認証」に関連付けたプログラム等の提供(受入地域としての特色付け)
- ⑤「学校の意向に沿ったプログラム」の開発・提供(学校等からの教育的な要望への対応、受入校の満足度向上を図るため)
- ⑥「受入先の手配業務以外による収入機会」の開拓(大手民泊サイトでの掲載、インバウンド向けに県・旅行会社等との連携等)

【ご紹介】総務省「子ども農山漁村交流プロジェクト」ウェブサイト

総務省では「子ども農山漁村交流プロジェクト」の施策を紹介するウェブサイトを開発しています。
 本サイトでは「都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業」等の募集・成果等に関する情報を公開しています。

地域力の創造・地方の再生

- ▶ [総務大臣メール](#)
- ▶ [地域力強化戦略本部 \(Society5.0時代の地方\)](#)
- ▶ [ローカル10,000プロジェクト](#)
- ▶ [分散型エネルギーインフラプロジェクト](#)
- ▶ [関係人口](#)
- ▶ [ふるさとワーキングホリデー](#)
- ▶ [お試しサテライトオフィス](#)
- ▶ [移住・交流情報ガーデン](#)
- ▶ [地域おこし協力隊](#)
- ▶ [地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員・外部専門家・地域おこし企業人](#)
- ▶ [地域人材ネット\(地域力創造アドバイザー\)](#)
- ▶ [子ども農山漁村交流プロジェクト](#)
- ▶ [シェアリングエコノミー活用推進事業](#)
- ▶ [定住自立圏構想](#)
- ▶ [過疎対策](#)

子ども農山漁村交流プロジェクト

トピックス

◎「子ども農山漁村交流プロジェクト」とは

「子供の農山漁村体験(子ども農山漁村交流プロジェクト)」(総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業)は、農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取組を推進しています。

総務省は、小中学生を対象とした取組について特別交付税による支援を講じるとともに、送り手側・受け手側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する小・中・高校生を対象としたモデル事業を実施しています。

◎都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業

[令和2年度予算事業資料](#)

＜モデル事業の概要＞

農山漁村体験を通じて、地方の自然、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神等を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができます。また、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与するとともに、受入地域ことでの地方創生にも資することとなります。

本モデル事業では、緊密に連携し、創意工夫を凝らして、課題を解決し、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、実証・検証した成果を全国の都道府県、市区町村への普及を図ることを目的として実施します。(10/10の委託事業です。)

令和2年度都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業

応募要項	応募要項	応募要項【別添】
企画提案書	学校教育活動用	社会教育活動用
経費計画書	経費計画書	記載例
Q&A	(参考)Q&A	

過去の実績

「都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業」

- ・令和元年度当初予算分 [報告書](#)
- ・平成30年度当初予算分 [報告書](#)
- ・平成29年度当初予算分 [報告書](#)
- ・平成28年度当初予算分 [報告書](#)

【本サイトのURL】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-yousei/kodomo.html

II. 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催概要

1. 開催方法の要点

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中で、子供の農山漁村体験を新たに実施する又はさらなる進展を検討している地域・団体等では、例年とは異なる様々な課題・対応が求められた。

新しい生活様式を踏まえた子供の農山漁村体験や感染拡大予防の取組について、特別講演、オンラインを活用した交流やガイドラインの紹介及び受入側の感染対策事例の発表をもとに、受入側の感染対策の在り方、送り側と受入側による協働で取り組む重要性等を考える機会として、全国4か所でセミナーを開催した。

当セミナーの開催に当たって感染拡大予防に配慮して実施した（表25参照）。

表 25 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催内容の要点

テーマ	コロナ禍における子ども農山漁村交流の取組のあり方
主な参加対象	①交流の受入地域団体、受入実践者（農林漁業体験民宿、体験指導者等） ②自治体：移住・交流、地域の元気、都市農村交流、観光の各担当部署 ③農林水産省「農泊事業」対象地域等
開催形式	「会場」参加形式及び「ビデオ会議」参加形式の併用 ※「ビデオ会議」用のオンライン環境(高速通信が可能な有線LANの使用等)
開催時間	2時間（例年よりも短時間の開催、講演・発表時間の短縮、休憩時間を含む）
定員	①「会場」参加：30名（※主催者・事務局等を含む） ②「ビデオ会議」参加：50名（※ビデオ会議「Zoom」のサービスを使用）
感染拡大予防の配慮事項	<p>①「人と人との距離」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「セミナーの定員（30名）×2倍程度」を収容できる会場 ・「座席の配置」の工夫 ・「会場使用施設」の込み具合を想定した案内・誘導 <p>②「換気」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「窓・戸の開閉（2方向）」または「法的に認められた換気設備の使用」 <p>③「人が触る箇所・他人と共有するもの」の事前消毒</p> <p>例：机、イス、スイッチ、マイク、音響設備、プロジェクター等</p> <p>④「検温」の実施：「会場使用施設の入口」または「受付」での検温</p> <p>⑤「手指消毒液」の設置：「会場使用施設の入口」または「受付」の配置</p> <p>⑥「最寄りの洗面所（石鹸付きの手洗い場）」の案内</p> <p>⑦参加者・講演者・発表者等によるマスクの着要</p> <p>※講演者・発表者は、講演・発表を行う際、人と人との距離を確保しつつ、マスクまたはフェイスシールドを着要した。</p> <p>⑧会場に訪れる参加者等に対する事前に「感染拡大予防の対策」の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の体温及び健康チェック（セミナー開催の14日前から当日まで） ・感染の疑いがある症状がある場合での来場の取り止め <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「感染の疑いがある症状」の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合 <input type="checkbox"/> 「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 <input type="checkbox"/> 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く」場合 </div> <p>・開催会場施設（受付）での検温・手指消毒・座席指定等</p>

2. 各会場の開催概要

(1) 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー in 宮城県会場の概要

開催日時	令和2年10月9日（金）13：30～15：30
開催場所	TKPガーデンシティ仙台駅北カンファレンスルーム2A（宮城県仙台市）
主 催	総務省・内閣官房・文部科学省・農林水産省・環境省
参加者数	会場参加：12名、オンライン参加：121名
13:30	開会・主催者挨拶
13:35	特別講演「長期化が予想されるコロナ禍の中での新たな安全、安心な子供農山漁村交流の受入整備について」 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授 篠原 靖 氏
14:20	休憩
14:30	取組紹介「オンラインを活用した交流及び感染拡大予防ガイドラインの紹介」 （一財）都市農山漁村交流活性化機構 次長 花垣 紀之 氏
14:55	事例発表「達者村ホームステイ連絡協議会」による子供農山漁村交流の受入に係る感染拡大予防の取組 南部町交流推進課達者村推進班 総括主査 留目 成人 氏 （青森県南部町）
15:15	質疑応答
15:30	閉会



(2) 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー in 福岡県会場の概要

開催日時	令和2年10月16日(金) 13:30~15:30
開催場所	TKPガーデンシティ博多新幹線口4-A (福岡県福岡市)
主催	総務省・内閣官房・文部科学省・農林水産省・環境省
参加者数	会場参加: 9名、オンライン参加: 122名
13:30	開会・主催者挨拶
13:35	特別講演「長期化が予想されるコロナ禍の中での新たな安全、安心な子供農山漁村交流の受入整備について」 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授 篠原 靖 氏
14:20	休憩
14:30	取組紹介「オンラインを活用した交流及び感染拡大予防ガイドラインの紹介」 (一財)都市農山漁村交流活性化機構 次長 花垣 紀之 氏
14:55	事例発表「萩市ふるさとツーリズム推進協議会」による子供農山漁村交流の受入に係る感染拡大予防の取組 萩市ふるさとツーリズム推進協議会 事務局長 宮崎 隆秀 氏 (山口県萩市)
15:15	質疑応答
15:30	閉会



(3) 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー in 静岡県会場の概要

開催日時	令和2年11月9日(月) 13:30~15:30
開催場所	レイアップ御幸町ビル6-C会議室(静岡県静岡市)
主催	総務省・内閣官房・文部科学省・農林水産省・環境省
参加者数	会場参加:11名、オンライン参加:78名
13:30	開会・主催者挨拶
13:35	特別講演「長期化が予想されるコロナ禍の中での新たな安全、安心な子供農山漁村交流の受入整備について」 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授 篠原 靖 氏
14:20	休憩
14:30	取組紹介「オンラインを活用した交流及び感染拡大予防ガイドラインの紹介」 (一財)都市農山漁村交流活性化機構 次長 花垣 紀之 氏
14:55	事例発表「NPO法人伊豆自然学校」による子供農山漁村交流の受入に係る感染拡大予防の取組 NPO法人伊豆自然学校 理事長 鈴木 達志 氏 (静岡県西伊豆町)
15:15	質疑応答
15:30	閉会



(4) 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー in 千葉県会場の概要

開催日時	令和2年11月10日(火) 13:30~15:30
開催場所	ダイワロイネットホテル千葉中央ミーティングルーム(千葉県千葉市)
主催	総務省・内閣官房・文部科学省・農林水産省・環境省
参加者数	会場参加: 8名、オンライン参加: 72名
13:30	開会・主催者挨拶
13:35	特別講演「長期化が予想されるコロナ禍の中での新たな安全、安心な子供農山漁村交流の受入整備について」 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授 篠原 靖 氏
14:20	休憩
14:30	取組紹介「オンラインを活用した交流及び感染拡大予防ガイドラインの紹介」 (一財)都市農山漁村交流活性化機構 次長 花垣 紀之 氏
14:55	事例発表「NPO法人千葉自然学校」による子供農山漁村交流の受入に係る感染拡大予防の取組 NPO法人千葉自然学校 佐藤 玲子 氏 (千葉県千葉市)
15:15	質疑応答
15:30	閉会



3. 特別講演「長期化が予想されるコロナ禍の中での新たな安全、安心な子供農山漁村交流の受入整備について」の要旨



跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
准教授 篠原 靖 氏

1. あいさつ

(1) 人を呼ぶことについて合意がとれない受入地域が多い

跡見学園女子大学の篠原です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

各セミナー会場で子供達の受け入れをされている皆さんとお話させていただくと、この厳しい環境の中でもなんとか受け入れができないものかと、皆さん創意工夫されているものの、やはり首長さんの安全対策の方針が優先され、また、こうした受入にあまり興味を持っていない市民の方からは、このコロナ禍の段階において人を呼ぶことについての合意がとれないという悩みがどの会場でも多かったです。

(2) 学校側もジレンマに悩んでいる

一方で、学校側も、机上の教育からなんとか現場に子ども達を連れて行きたいという強い想いを持った熱心な先生もおりますが、PTAの意向とか教育委員会の許可が出ないということでジレンマに陥っている(悩んでいる)という状況です。その打開策は何かないかということをご一緒に考えてまいりたいと思います。

(3) 受け入れ側と送り出し側の両方の立場で考える

私は30年間、旅行会社で教育旅行の担当をしておりました。旅行を売る立場で企画をすることと、着地型旅行なんて言葉も無い時代に、地域に入り地域の方と一緒にオリジナルの商品を作って学校にプレゼンしていくという仕事をしていました。学校の先生とのお付き合いも深いものでしたので、その両方の立場から考えてまいりたいと思っています。

2. 社会環境と子供農山漁村交流の意義

(1) これまでの常識が大きく変化

例年とは異なる環境の中で、いろんなことを実施するためには、さまざまな対応が求められており、大きな課題もあります。その中で地域は今何をすべきなのかというお話です。

コロナ禍において、いろんな面で今までの常識が変わってきています。一年前の秋にこのような環境で、全国中継ができるなんて全く想像ができなかったと思います。しかし新しい様式の中で常識の壁がどんどん壊れています。後ほど大学の授業の紹介もいたしますが、やはり今できることを

しっかり見つめ直していこうということ。この辺を論点にしていきたいと思います。

(2) 将来的な国力の低下が危惧されている

皆さんもご存じだと思いますが、増田レポートによると、2040年には896の市町村が消滅の可能性があるとされています。当初これが発表されたときは、非常にセンセーショナルなお話で賛否いろいろありましたけれども、全国を回っているとこの数字は程遠いものではなく、何もしなければ、現実のものになってしまうだろうとつくづく感じるようになりました。

生産年齢人口は、2020年は8,200万人ですが、これが2060年には4,400万人と半分になってしまいます。ですから日本の経済の規模は、このままでいくと半分になってしまうということです。国力もどれほど弱ってしまうのか、とても心配です。

(3) 東京一極集中の是正が課題

東京一極集中をなんとか是正しようと、総務省をはじめ国の方もいろいろな対策を立てていますが、なかなか上手く進んでいないのが現実です。数字で見えてまいりますと、東京を中心とした首都圏には全国の人口の28.6%、学生数では全国の40.8%が集中しているというような状況になっています。

これは、東京中央区の小学校の校庭の写真でございますが、猫の額ほどのアスファルトの舗装の中で休み時間のように遊んでいます。こうした現状の中で、都会の子どもたちが、農村や漁村と交流を持つことが大切です。

(4) 次世代を担う子どもたちにとって交流が必要

今SDGsに関心が高まっており、今日も新幹線で戻ってきたのですが、SDGsのバッジを付けたサラリーマンもだいぶ増えております。東京一極集中の現在、次世代を担う子どもたちが、地球環境とか自然、食物の自給自足といったことの大切さは、今の学校教育の中で、机上の部分ではできません。そのため、どうしてもこの交流の意義を皆さんと力を合わせて、全国に広めていかなくてはならないと思っています。

子ども農山漁村交流の意義を一言で言うと、「人間らしく生きる全ての学びというものが詰まっている」という話でまとめられるのではないかと思います。

3. 子供農山漁村交流プロジェクトと関係人口

(1) 交流人口から関係人口へ

総務省の早川さんからもお話がありましたが、今までは交流人口の拡大というようなことが言われておりました。人口減少、生産年齢人口が減少していく中で、なんとか外貨を稼ぐために、観光で日本の経済を立て直そうというのが観光立国の方針です。

これを地方に置き換えてみた場合もまったく同じで、高齢化が進む中、なんとか外からのお客様を呼び、関係人口を作りながら経済を回そうというのが、今の地域の流れになると思います。

総務省では数年前から、関係人口という言葉を使っています。定住を目指すということも推進しているのですが、簡単には交流から定住までにはいきませんので、定住未満交流以上の深い関係を、この観光交流の間に入れるという考え方です。農村漁村交流プロジェクトはまさにこの関係人口の拡大に間違いなくつながるだろうと思われれます。

(2) 地域の課題を解決し相乗効果を生む

地域には色々な課題があると思います。元気がない農業があります。商店街はどんどん衰退しています。自然保護、景観が壊されています。高齢化の問題、温泉地の疲弊。消えゆく自然遺産。このように多くの課題が存在します。

これは観光の視点という形で書いておりますけれども、体験交流の視点で考えていただいても結構だと思います。例えば商店街の衰退に対しては、新しい街並みの魅力というものを発見していくようなお取り組みがありますが、蘇らせて、それをまた新しくリノベーションしていく。きれいに作るのではなく、今のまちづくりの原点は蘇らせるというストーリーです。新しい街並み整備ができれば、高齢化の問題で申しますと、地域の伝承とか、担い手ですね、その街を良く知る高齢者の方、生き字引の方々が、街並みをご案内いただく。交流する中で子どもたちも感動し、その喜んでいる姿を見ることで、いきがいにつながるといったお互いの相乗の効果も出てきている。そのように、まさに地域活性に繋がってくると思います。

エコツーリズムのお話もありますけれども、今と同じような仕組みが、体験交流の中には含まれていることとなります。今申し上げたように素晴らしい効果があり、お互い良い感想が上がってきているということを確認したいと思います。

(3) 体験交流によるシンパシー（共感）が地域のファンづくりに繋がる

観光で交流人口の話がありましたが、これは一見さんです。その土地、そのお店に立ち寄っていただいた一見さんです。定住人口を目指したいけど、なかなか住んではくれない。関係人口を分かりやすく言うと、例えば私が旅に出て、入ったお店がすごく良いムードで、地元の料理もおいしくて、良いお酒が出てきた時に、ボトル入れてもらおうかなという話になります。そうすると、また行きますよね。そこでシンパシーを感じさせるような、体験交流というものが関係人口に繋がるということですね。この原点の考え方というのはまさにこういったことではないかと感じます。

それから SDGs のお話がさっき出ましたけれども、子どもたちの食育と申しましょうか、こうしたことも都心の子どもたちには程遠い話でありましたので、まさに生産者と食、地域交流というのが掛け合わさって、思いの途切れない、地元と子どもたちの太い関係ができる、こういうようなお話かと思います。実際、今までの流通とは違う新しい販路に変えて、直販でふるさとチョイスをはじめとした、ふるさと納税からもっともっと波及をさせながら、その関係人口の中でファンを作っていくというのが各市町村の使命でもありますので、そうした種まきにもなるのではないかと思います。

4. コロナ渦での農山漁村交流における3つの選択肢

ここから本題に入ります。この環境下でどうしたらよいのかというお話です。長引くコロナ渦の中で地域と教育現場は、今何をすべきなのかということで、皆さん悩んでいらっしゃると思います。選択肢は3つあるのではないかと整理させていただきました。

(1) パターンA：「何もしない」

コロナ渦のこのような環境だから、何もしないという選択です。サルが寝ていますが、このようなパターンの考え方があります。

(2) パターンB:「チャレンジする」

新たな受入ガイドラインに従ってリアルにチャレンジすることです。汗を流してがんばろうというものです。

(3) パターンC:「今後に備える」

今できることを整理して、感染環境が落ち着いた時にきちっと備えていくというような考え方です。

このように3つの選択肢があるのではないかと思います。それぞれメリットとデメリットがあると思います。

5. パターン毎のメリットとデメリット

(1) パターンA:「何もしない」

メリットは、交流を断つので、人が動きませんから、当然感染リスクは地域には広がらない。しかしながら感染防止優先なので、経済活動との両立ができない。まさに国がGOTOキャンペーンを「やる」、「やらない」という話の時に、私、観光庁の立場でございまして、そのお話を一生懸命テレビのワイドショーでお話しをしたのですが、コメンテーターみんなが「人災だ」、「この時期にいったい何をやっているんだ」という話をされました。今11月になりまして、全国で人がずいぶん動いています。それもなんとか保ちながら経済活動が行われているのですが、そうした部分では全くデメリットになってしまっている。そういうような考え方です。

(2) パターンB:「チャレンジする」

これは、なにしろファイトで頑張っちゃおということです。このメリットって何かというと、長年積み上げてきた受入側、訪問する学校との信頼関係が太くなるだろう。こういったことは当然良いことです。あとは先ほどとまったく逆で、お年寄りの皆さん、現地の皆さんのやりがい維持できていくということです。デメリットは何かというと、交流することでリスクが広がる恐れがあるということです。学校とか主催団体の責任リスクが広がってしまう。リスクを伴う話です。

(3) パターンC:「今後に備える」

今回で4回目の講演になりますけれども、やっぱり皆さん努力をして感染防止をしながら頑張っているのですけれども、最終的に話を詰めていくと、いろんな壁があって、実施できなかったという事例がたくさんあります。感染の状況は日々変化しますよね。ですから今日の段階で安心、安全であったとしても、現実問題として明日また感染がグッと広がる可能性がある。今第3波の話がございまして、札幌あたりでは、お店の規制が始まっております。ですから今の段階で地域の皆さんが計画をされていても、地域医療の体制がギリギリで回っている状況だと、ちょっと崩れると全てのことをリアルにやろうと思っていても難しくなるというのが現状だと思います。

今の段階では、絆をしっかりと太くつなげる方法を考えることがベストではないかと思います。

6. アフターコロナを見据えた各業界の取組（オンラインの活用事例）

(1) 旅行会社のバーチャル旅行

さまざまな業界で今までの実施の仕方を見直し、色々なアイデアを出して、次の段階に備えよう

という動きが出てきています。皆さん HIS という会社はご存知だと思います。あの会社は、海外が中心でした。今国際線の状況どうかというと、業務渡航は再開の見込みもありますが、99%動いてないわけですね。海外専門の旅行会社は今どうやって次の段階に備えていこうと考えているのかというと、オンラインでバーチャルの海外旅行というものを計画しています。

何のためにこれをやるかということ、現地に行きたい、旅に出たいという方のニーズをしっかりと捕まえながら、ツアーの魅力や自社の商品の魅力を、消費者に伝えながらオープンになった時に、お客様に戻ってきていただくという思いで今動き出しています。国内でも豊洲市場の裏側をプロのガイドさんがご案内する商品も発売されてきております。ご興味があったら旅行会社主催のバーチャルツアーを検索していただくと色々なアイデアが沢山出てきますので、参考になるのではないかと思います。

(2) オンライン飲み会を通じた学生間のコミュニケーション

大学の話をさせていただきたいと思います。大学も4月に新入生を迎えましたが、入学式ができませんでした。春学期はずっとオンライン授業だったので、学生間でずっとお友達ができない環境なんですね。そんな中でリアルなことをやりたいというお話があって、私どもでもチャレンジして頑張ってみたのですが、6月7月にあれだけ拡大しますと、皆さん方の受入をしたいといった点と教員としてもリアルに送り出したいという点は全く同じなのですが、日々感染状況が変わることによってそれも中止になってしまったのですね。

そこで何か新しいことを考えなければならなくなりました。新しいガイドラインができていますが、ビデオ通話でオンライン帰省とかですね、飲み会はオンラインでという話もあります。古い考えの私は、飲み会をオンラインでやれるわけないだろう。観光の授業をオンラインでなんかでできるわけないだろうと思っていたのですが、しかし切羽詰まってきて、何か新しいプログラムを考えなきゃあならんということになりました。実は、1年生のほうも何とかお友達を作る工夫をしていました。学生たちが考え出したのは、それぞれ自分の好きな衣装を持ってきたり、グッズを持ってきたりして楽しくやろうということで、夜の7時からこうした時間を取ったんですね。18歳ですからお酒は飲めないのですが、おじさんの教員も女子大生を楽しませるには、どうすれば良いかと考えながら工夫をしていったわけでございます。好きなアイドルが誰だったり、食べ物が何であったりファッションの話などといったことをみんなで盛り上げながらつなげていったりしました。

私も何かやらなければなりませんから「安兵衛さん」という町浪人になって学生たちと馴染んでいったわけですが、この段階から学生間はリアルに会ってはいないので、相互に交流が始まりました。大学と一緒に集めることができなかったのですが、小さなグループでは、このオンラインの飲み会の後に学生間がつながりだしたということもありました。

(3) JALパックの支店と結び世界を結んだオンライン授業を実現

授業の中身についてもお話させていただこうと思います。「旅行産業論」という科目を私は持っております。私どもの大学が日本航空系の旅行会社JALパックさんと包括協定を結んでおりまして、江利川社長もご自身の会社もとても大変な時期なのですが、もしお役に立つようなことがあれば一緒にやりたいというお話をいただきまして、新しい授業の方式を考えようと思いました。

オンラインの環境が無ければできなかったような新しい発想の授業をできないかということで協議しました。JALパックには世界中に8カ所の支店があります。ランドオペレーターと言って地域のご案内をしたり、仕入れをしたりするような支店がございます。そこの方々と、大学の授業をオンラインで結び中継しようというような発想になったんですね。時差があったりもするので、上手くいくかなとも思ったんですが、それを調整しながら、3つの国をつなぎながら、オンライン授業が実現しました。そこには、普段なかなか大学の授業にはお越しいただけないのですけれども、観光庁の観光人材育成室長さん、観光人材の参事官がおられますけれども、その方にも参加していただきながら、総括的な授業というものがオンラインで実現しました。この事例を今日は動画を交えて見ていただこうと思います。

授業が始まりまして、冒頭の説明が終わりまして、冒頭は来賓としての観光庁の一番トップをお招きいたします。

【動画放映】

(動画：観光庁小熊参事官)

(動画：JALパック・堀切さん)

(動画：JALパックインターナショナルハワイ・江越さん)

(動画：学生の質問 → ハワイからの回答)

(篠原氏) 最後は現地から学生へのエールを送ってもらうという形で学生との交流を深めていくというような流れとなります。最後の場面だけ簡単にお見せしたいと思います。

(動画：JALパック・堀切さん) 動画終了。

7. まとめ

それでは、本題にもどってまいります。このような形で授業をすすめましたが、今大学では、教員が学生を評価するのはもちろんなのですが、学生が教員を評価するんですね。この授業はよく理解できたか？教員は工夫をこらして授業をやったのか？そのような話であったのですが、理解度と授業評価を見ますと、私の評価は今までリアルでやっていた時よりも、非常に奥深く理解ができたという最高点に学生が評価をしているんです。そしてまた、世界の環境をリアルに見ることができて感動したというコメントもかなり寄せられまして、私自身の学生からの評価も高くなった。これが去年の今頃や春の段階で、こんなことできるわけないと思っていたのですが、ちょっと工夫をしたらこのようになってきたというようなお話でございます。

総務省ではこの事業の支援を今年度ももちろんやってきました。今年度の事業はほぼ売り切れだという話があったのですけれども、来年に向けて総務省や各省庁では、皆さんが関係する支援メニューをたくさん用意しております。この後も実体験のお話とか具体的な活用方法のお話がありますけれども、是非、来年に向けまして皆さんの方でも検討いただきまして、春に向けて準備を始められたらよろしいのではないかと思います。

最後に赤で、「総務省地域力創造グループは本気です」と書いてあります。冒頭ご挨拶いただきました、早川さんはついこの間まで、千葉県いすみ市の副市長として地域に入られておりました。本当に地域の困っている現状とか、また色々な皆さん方の活動が非常に厳しくなっている状況を

いすみ市はかなり回避しながら大きく発展したんです。早川さんがご着任の時は、非常に期待できると思います。早川さんからのお話であれば、私もやる気のある地域には、一緒に入りながら総務省とそしてまた学識も合わせて、これからも皆さんの地域の支援をしてみたいと、こういうことを私も総務省の方とやろうという話になっております。是非、早川さんと名刺交換をしていただいてお帰り頂き、早川さんを逃がさないようにしていただきたい。こんなようお願いでございます。今日は時間に限りもございましたのでこれぐらいのお話になりますが、是非、皆様新しい時代に向けて知恵を絞りながら活動していきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

4. 取組紹介「オンラインを活用した交流及び感染拡大予防ガイドラインの紹介」の要旨



(一財)都市農山漁村交流活性化機構
次長 花垣紀之氏

1. はじめに

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構の花垣です。よろしくお願いいたします。

今回、コロナ禍における子ども農山漁村交流の取組のあり方について

1. 子供農山漁村交流の現状整理（「ふるさとホームステイ」の場合）
2. オンラインを活用した交流の可能性
3. 受入地域団体を対象にした感染拡大予防ガイドラインの紹介

の三本立てで紹介します。

2. 子供農山漁村交流の現状整理（「ふるさとホームステイ」の場合）

(1) 「ふるさとホームステイ」の紹介

子供農山漁村交流の取組には様々な方法があります。ここでは「ふるさとホームステイ」、別名「教育旅行民泊」と呼ばれる方法について紹介します。

ふるさとホームステイとは、学校教育・社会教育の機会に「国内の農山漁村地域で生活している家庭(受入家庭)」で、「4名程度で寄宿(ホームステイ)」する農山漁村体験のことです。子供達は「家族の一員」として交流し、「第2のふるさと」を体感できる取組です。

受入家庭にとっても意義のある取組です。初めて子供達を受け入れる前は不安を口にする方もいますが、受け入れた後は、

- ・思っていたほど、たいへんではなかった。
- ・今度、いつ子どもたちが来るのか楽しみだ。
- ・一所懸命に頑張っている姿を見て感動した。
- ・農林漁業に興味をもってもらえていいことだ。
- ・孫が来たときみたいで楽しかった。
- ・住民が新たに集う（仲間づくり）機会ができた。
- ・高齢化した地域に子ども達の声はうれしかった。

といった前向きな感想をいただくことが多いです。

受入家庭にとってこの取組は楽しさや元気、地域や農林漁業に対する自信をもたらすと共に、地域の仲間づくりを図ることができる機会になっています。受入家庭の方々は子供とのお別れの場面では子供達が載ったバスが見えなくなるまで手を振られています。

(2) 農山漁村地域における子供農山漁村交流のねらい

農山漁村地域におけるこの取組のねらいは、過疎化や少子高齢化等といった地域の課題解決を目指すことです。子供農山漁村交流の受入体制を整備し、子供達との交流を実践することで、受け入れた住民に元気ややりがい等をもたらす社会的な活性化と共に、対価を稼ぐことによる継続的な経済波及効果をもたらすことで、地域の担い手の育成や定住促進を目指していく取組です。

(3) 交流した子供達に期待される効果

交流した子供達に期待される効果としては

- ・子供達の生きる力の育成
- ・地方や一次産業への理解・関心
- ・地域の人材との縁・絆等

が図られることです。

「子供達の成長」に貢献することとともに、子供達が交流先を「心のふるさと」としてとらえてもらえることで関係人口の一員になることが期待できます。

また、近い将来、交流した子供達の中から

- ・交流先への再訪・再会・観光
- ・地方・産地への応援（地場産の購買、ボランティア、起業等）
- ・移住・定住等

に取り組む者があらわれることも期待できます。実際にこれらの取組が各地で起きていることを伺います。こうした効果は都市部の子供だけでなく、地方の子供の場合は「地方の魅力を再発見」する機会になることが期待されます。地方の子供がふるさとの魅力に気づく機会を設けることで、一度地方を離れたとしてもふるさとを見直すことやUターンを考えられるようになると思います。

(4) 「ふるさとホームステイ」の手配を担う受入地域団体の紹介

全国の農山漁村には「ふるさとホームステイ」の手配を担う受入地域団体があります。この団体の役割は子供達の送り側である学校・社会教育団体・旅行会社等からの依頼を受けて、ふるさとホームステイの受入家庭や農山漁村体験等の受入先の手配を図ると共に、受入中の安全管理を図るために、交流する子供が持つアレルギー等の心身に関する配慮をそれぞれの受入先に手配し、地域内の医療機関等との緊急連絡体制を設けることです。

当機構では受入地域団体を161件登録しています。各団体の情報は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が制作した「子供の農山漁村体験支援サイト」で紹介しています。

(5) コロナ禍での子供農山漁村交流の取組の停滞

今年度はコロナ禍により修学旅行等の「今年度の移動を伴う学校行事」の取組が例年とは異なります。その実施による新型コロナウイルスの感染拡大を懸念して、既に「実施中止」を決めた学校もありますが、「実施時期」、「実施先」、「活動内容」、「実施期間」の変更を図ることで実施または実施を検討している学校もあります。実際に、実施時期を春季から秋季以降へ延期、実施予定先を都道府県外から感染拡大が見られない地域や都道府県内へ変更、実施期間を宿泊から日帰りへ変更、宿泊方法をふるさとホームステイから集団宿泊へ変更等を行った事例が見られます。

受入地域団体の現状を整理すると、

- ・「今年度の受入休止」の決定
- ・「今年度の受入予定」の延期・キャンセル
- ・「受入家庭の軒数・定員」の減少
- ・「受入家庭や受入地域団体の収入機会」の減少

が挙げられます。

「今年度の受入休止を決めた理由」としては、

- ・「重傷化しやすい高齢者による受入家庭」が多いこと
- ・「受入地域での感染拡大」の心配
- ・「受入地域の医療提供体制」の不安

等が挙げられます。

また、「来年度以降の見込み」については、

- ・「来年度の受入」を検討している段階
- ・「本取組や受入地域団体の存続」が厳しい
- ・「受入家庭の軒数・定員の確保」が不安

等が挙がっており、大変厳しい状況といえます。

今年度はコロナ禍で子供農山漁村交流の実施が困難になっていますが、こういう状況だからこそ創意工夫できる方法を紹介します。

3. オンラインを活用した交流の可能性

(1) 期待される「オンラインを活用した学校教育」の定着

コロナ禍に創意工夫できる方法の1つ目は「オンラインの活用」です。

現在、文部科学省では「GIGA スクール構想」で掲げた「児童生徒に1人1台端末と学校での高速大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備し、「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ること」等を推進しています。この政策はコロナ禍になる前から推奨されていたもので、コロナ禍の後も「オンラインを活用した学校教育」が定着することが期待できます。

(2) 事例紹介「北海道広尾町におけるオンラインを活用した子供農山漁村交流の計画」

今年度にオンラインを活用した子供農山漁村交流を計画した北海道広尾町の事例を紹介します。広尾町では平成27年度に「総務省子ども農山漁村交流モデル事業」を活用した子供農山漁村交流の実施をきっかけにして、「ふるさとホームステイ」による受入を開始し、特に東京都荒川区の「荒川区立尾久西小学校の児童」の受入を継続してきました。

同校では広尾町との交流を「ふるさとホームステイ」だけでなく、交流を思い出すきっかけになるような広尾町の食材を使用した「食育推進給食」を年3回実施しました。広尾町では「企業版・個人版ふるさと納税」を財源にして、実際に子供達を受け入れた広尾町の家族が学校を訪問して、児童と再会する「事後交流」を行ってきました。

荒川区立尾久西小学校との継続的な交流を行ってきた広尾町ですが、今年度は「ふるさとホームステイ」の受入中止を決定しました。ただし、広尾町ではこのまま交流を休止するのは残念だと思い、「オンライン」を活用した子供農山漁村交流を計画しました。計画の一つ目は広尾町では農業

や漁業の作業の様子を撮影した動画を作成し、荒川区立尾久西小学校の児童がその動画を視聴した後、当町の食材を使用した給食をいただくというものです。二つ目は昨年度に交流した広尾町の受入家庭の家族と児童がオンラインで再会するというものです。

(3) 受入側からの「事前・事後学習や事後交流でのオンライン活用」の提案を

広尾町のオンラインを活用した計画のように、

- ・子供達が主体的な学びを支援する「教材（資料・動画）の公開」
- ・事前学習等での受入地域の講師等による「遠隔（リモート）学習」
- ・事後学習等での発表会・事後交流等で活用する「オンライン交流」

といった「事前・事後学習や事後交流でのオンライン活用」を行うことで、子供達が受入地域のことをより身近に、より深く学んでいくことができます。

コロナ禍の後も「オンラインを活用した学校教育」が定着することが期待できることから、学校との交流を担う受入側の関係者はこうした提案をしていけるように準備していくことをお勧めします。但し、個人間のやり取りの制限、個人情報保護の取組の徹底、学校・団体及び保護者の承諾、情報流出を起こさない対策等を検討していくことも併せて必要です。

(4) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善とオンラインの活用

文部科学省では国公立校に対して「学習指導要領改定」に併せて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことを勧めています。

当機構では、都内の私立高校からの依頼を受けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った宿泊体験活動を手配したことがあります。「東日本大震災後に福島県で生じた地域課題」をテーマにした宿泊体験活動で、学校では事前学習の機会を設けて、生徒に「東日本大震災後に福島県の農業に生じた風評被害」を紹介し、「その後、福島県の農家がどのように解決を図ってきた」のかを考察することを求めました。本番の宿泊体験活動では「東日本大震災後に福島県で新規就農した若者による講和」を聞き、「福島県の農家に3泊4日でホームステイをしながら、当時からのことを聞き書きする」という活動を実施しました。その後、学校に戻った生徒は聞き書きしたことをまとめ、福島県の農家のために社会的な課題を解決する方法等を考えました。生徒が主体的に課題に向き合い、交流による対話を通じて、その解決に向けて深く考える機会になりました。

この活動でも「事前学習」や「東日本大震災後に福島県で新規就農した若者による講和」、「事後学習での生徒が作成した成果発表等の公開」もオンライン学習ならば容易に実施できます。地方をより深く学び、より身近な関係になれる機会を創っていきます。

4. ふるさとホームステイの受入地域団体を対象にした感染拡大予防ガイドラインの紹介

(1) ガイドラインの紹介

当機構では、受入地域団体を対象にした感染拡大予防ガイドラインを作成しました。一般社団法人日本環境感染学会評議員である尾内一信氏に監修していただきました。このガイドラインは三部作で、ふるさとホームステイの受入地域団体向けの手引きの他に、「各受入家庭向けの基本的な感染予防策」と「屋内の施設・会場を使用する場合の基本的な感染予防策」に関する別冊を設けています。7月31日に最新の改訂を行い、現在は内閣官房と農林水産省の新型コロナウイルス感染予防に関するウェブサイト、ふるさとホームステイと当機構のウェブサイトで公開しています。

(2) ガイドラインの構成の要点

本ガイドラインの構成は「受入体制の整備」、「受入前の感染拡大予防策」、「受入中の感染拡大予防策」の3つに分けて紹介しています。その要点は次の通りです。

①受入体制の整備

- ・各受入家庭による基本的な感染予防
- ・施設・サービスの対策
- ・保健所・消防署・自治体・医療機関等への感染・感染の疑いの発生時の対応の確認

②受入前の感染拡大予防策

- ・「受入関係者」及び「参加者・同行者等」による受入前の感染予防策の実践
- ・学校・団体・旅行会社等との調整
(感染予防策の内容・準備や感染情報等の共有、受入中止の判断基準や受入中の対応の確認等)

③受入中の感染拡大予防策

- ・受入中の感染予防策の実践
- ・学校・団体・旅行会社等との連携
(感染の疑いの確認時の対応と協力、災害発生時の対応、受入中止の判断と協力等)

(3) 受入地域では「感染の疑いが発生した場合の緊急連絡体制の整備」を

コロナ禍では「感染の疑いが発生した場合の緊急連絡体制の整備」が欠かせません。通常の傷病の場合と新型コロナウイルスの感染の疑いが生じた場合では緊急連絡先が異なる場合があります。都道府県等によって対応が異なりますが、受入中に感染の疑いが発生した場合はまず「都道府県帰国者・接触者相談センター」、「かかりつけ医」等に連絡して、その後の対応について相談することになっています。その結果、「受診」が必要となった場合には「指定された医療機関」まで搬送しなければなりません。その医療機関の候補、救急車以外での搬送方法はあるのか等、事前に把握し、対策を準備する必要があります。

そのため、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等から指導・助言を受ける等、各受入地域の実情に応じた緊急連絡体制を整備することを推奨しています。

(4) 別紙1「各受入家庭による基本的な感染予防策」の掲載概要

本ガイドラインの別紙1では「各受入家庭による基本的な感染予防策」を掲載しています。受入前の段階から「受入中の各場面を想定」しながら「感染予防」に取り組むことが肝心です。本紙では受入家庭で取り込まれる「自動車による移動」、「自宅に到着した直後」、「調理体験」、「食事」、「トイレ」、「入浴」の場面での感染予防策を紹介しています。

(5) 「受入前に感染の疑いが発生した場合の対応」に係る取り決めを

本ガイドラインでは「受入前に感染の疑いが発生した場合の対応方法」について、「参加予定の学校・社会教育団体・旅行会社等」と事前に取り決めることを勧めています。

その取り決めの要点は次の通りです。

①受入家庭の方に「感染の疑いがある症状」がある場合の対応

- ・速やかに「受入地域団体の事務局（窓口）」に連絡すること
- ・その疑いが解消されるまで、または感染後に医師等が認めるまでは「受入中止」とすること

②参加予定の子供に「感染の疑いがある症状」がある場合の対応

- ・参加予定の学校・社会教育団体・旅行会社等は「対象者の宿泊中止」を検討・決定すること

(6) 「受入中に感染の疑いが発生した場合の対応」に係る取り決めを

また、「受入中に感染の疑いが発生した場合の対応方法」についても、「参加予定の学校・社会教育団体・旅行会社等」と事前に取り決めることを勧めています。

その取り決めの要点は次の通りです。

①感染予防のための事前協力（対象：受入関係者及び参加者・同行者）

- ・「新しい生活様式」に基づく日常生活の実践（感染予防）のお願い
- ・「毎朝の体温測定、健康チェック」の実施
- ・「感染・感染の疑いが確認された場合」の速やかな報告等

②「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との取組の中止または延期等の決定方法

③「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策等

感染の疑いが生じた際に速やかに対処するためにも、事前の取り決めが求められます。

(7) 受入前に「感染の疑いがある症状の目安」の共有を

「感染の疑いがある症状の目安」は次の通りです。

①「息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

【高熱の判断例】

平熱より「1度以上」高い場合（※平熱は個人差があります）

②「重症化しやすい方」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

【重症化しやすい方】

- ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方
- ・透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

- ・「症状が4日以上続く場合」は必ず相談すること
- ・症状には個人差があるので、「強い症状と思う場合」にはすぐ相談すること
（「解熱剤」を飲み続けなければならない方も同様）

受入地域団体ではこの目安を「参加予定の学校・社会教育団体・旅行会社等」及び「受入家庭等の受入関係者」と共有して、「感染の疑い」を正しく判断することが大切です。

(8) 青森県による受入側を対象にした感染拡大予防の取組

青森県では「ふるさとホームステイ」等の受入による感染拡大予防を図るために、受入地域団体向けの感染拡大予防策と受入家庭等の農林漁業体験民宿向けの感染拡大予防策を講じています。

①「受入地域団体向けの感染拡大予防策」の概要

- ・研修会の開催
：県のアドバイザーによる「感染予防策」の説明
：「受入地域団体による感染拡大予防の要点」の説明（説明者：花垣（オンライン出演））
- ・県のアドバイザーによる「各受入地域団体が策定したガイドライン（案）」に対する助言

・「受入中の感染拡大予防のための備品購入」に係る補助制度

②「受入家庭（農林漁家民宿）向けの感染拡大予防策」の概要

・研修会の開催（県内2箇所）

：県のアドバイザーによる「受入家庭（農林漁家民宿）」における感染予防策の説明

：消毒方法等の実技指導

：「体験の受入時の感染予防策の要点」の説明（説明者：花垣（オンライン出演））

・「農林漁業体験民宿における基本的な感染予防策の解説」のDVDの制作・配布

県のアドバイザーは「県の保健衛生部署の課長」だった方で「感染対策」も担当していた専門家です。青森県では「農林漁業体験民宿における基本的な感染予防策の解説」を紹介するDVDの制作を計画していますが、県のアドバイザーと私とその監修を行う予定です。子供達との交流を担う方々にとって分かりやすいものにしていきたいと考えています。

5. まとめ

私の元には青森県以外でも感染拡大予防に関する研修のご依頼をいただいています。そのほとんどが「オンライン出演」ですが、各地で「オンラインの活用」が進んできていることを実感しています。また、研修を実施した地域の中には、送り側の地域と受入側の地域の感染状況に考慮しつつ、それぞれに感染予防策を講じた上で「ふるさとホームステイ」を受け入れたところもありました。

コロナ禍で子ども農山漁村交流に取り組む上での課題もありますが、子供達と地域の未来のために創造していることを是非お願いしたいと思います。

5. 事例発表「子供農山漁村交流の受入に係る感染拡大予防の取組」の要旨

(1) 宮城県会場の事例発表（達者村ホームステイ連絡協議会）の要旨



南部町交流推進課達者村推進班
総括主査 留目成人氏
(青森県南部町)

1. 達者村ホームステイ連絡協議会の紹介

達者村ホームステイ連絡協議会の事務局を務めております、青森県南部町交流推進課の留目です。本日は南部町役場からオンラインで参加します。

当協議会は青森県の南東、岩手県との境に位置し、果樹の栽培が盛んな南部町という町で活動しております。平成5年からふるさとホームステイによる農業体験修学旅行を受け入れており、現在の会員数は28人です。200名程度の大規模校を受け入れるために、隣接する八戸市、三戸町、田子町、五戸町、階上町とともに「三八地方農業観光振興協議会」を組織し、平成7年から広域連携での受け入れを行っています。

2. 新型コロナウイルス感染拡大による受入休止の決定

令和元年度は、当協議会を含む三八地方農業観光振興協議会全体で2312人を受け入れましたが、令和2年度は来訪者と受入側の両者の感染リスクを考慮して、全て受入中止としました。

3. 受入時の感染リスクの紹介

ふるさとホームステイの受入時にどのような感染リスクがあるのか紹介します。

(1) 入村式と離村式

出会い、別れなど、感動を醸成する機会となりますが、関係者が一堂に会することから密となり感染のリスクが高くなります。

(2) 農作業体験

野外なので感染リスクは低くなります。ただし、自宅から作業場所には自家用車での移動となるため、密閉した車内ではリスクが高くなります。

(3) 受入家庭での調理体験や団らんの時間

感染リスクが高くなります。食事の際はマスクを外すため特にリスクが高くなります。

(4) 高齢者と子供達による交流

受入農家は感染による重症化のリスクが高い高齢者の割合が高く、参加する子供達は無症状による感染者が多いとされていることから、この組み合わせは非常にリスクが高いといえます。

4. 地域を感染拡大から守るための様々な想定

受入を通じて、交流や体験に関わる人だけでなく、地域内で感染を拡大させないために感染予防策の整備が必要となります。もし、受入中の感染予防策が不十分で感染が発生した場合には、送り側である旅行会社等から賠償を求められることや地域に対する風評被害が発生することも想定さ

れます。また、感染拡大が懸念される状況になった時に、お客様として迎える学校や旅行会社に対して「参加自粛」をお願いするためには、契約時に「自粛をしていただく場合の条件等」を事前に示しておかなければ同意を得られない場合も考えられます。

様々なことを想定する中で、本協議会独自のガイドラインが必要であると思に至りました。

5. 本協議会のガイドラインの作成

どのようなガイドラインを作成すれば良いのか、青森県構造政策課に相談したところ、(一財)都市農山漁村交流活性化が公開した「教育旅行民泊の受入における基本的な感染予防策の手引き」が参考になることが分かりました。この手引きですが、とても詳細にあらゆることを網羅したものとなっております。自分達の取組と関わりのない部分を削っていく作業が主であったために、思ったよりも短時間で原案を作成することができました。

作成した原案は、県が医学的・疫学的見地から専門的な助言を行うために設置した「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」の指導を受けました。例えば、「単に消毒すると記載するのではなく、動線を想定して消毒すると記載するべき」、「見落としがちな客室のゴミの取扱、車移動・食事・団らんでは、特にリスクが高いと記載するべき」等、根拠や事例を交えながらわかりやすく教えてもらえました。専門家による監修が重要であることを痛感しました。

6. 本協議会のガイドラインの構成と表記の工夫

完成したガイドラインは7つの項目立てで、全6ページとなりました。箇条書きを基本とし、参加自粛の条件、事前準備、入村式・離村式、受入中の対策等を時系列で紹介しました。感染の疑いが発生した場合の対策については、目で見ても、速やかに対応ができるようフロー図にしました。

7. 本協議会のガイドラインで設定した事項

次にガイドラインで設定した事項を紹介します。

(1) 「参加自粛の基準」の設定

「参加自粛」の基準として一般的に言われている「軽いかぜの症状が継続する場合」や「感染者と濃厚接触した場合」に加えて、「教員や添乗員、事務局なども含め、関わる全ての人の平熱を事前に申告してもらい、それを対面前に現地で行う検温の判断基準にすること」を定めました。厳しい内容ですが、双方の不安を取り除けることから取り入れました。

(2) 「受入農家及び学校の双方が準備するもの」の設定

受入農家に関しましては、マスクや体温計、消毒液などの基本的なものに加え、客室のゴミを捨てる際にウイルスが飛散しないようゴミ箱にビニール袋をかける等の工夫をすることを定めました。一方、参加する生徒には、基本的に人と物品を共用しないよう、体温計等についても持参をお願いするということを定めました。

(3) 「受入農家が事前・事後に行う消毒などの予防対策」の設定

屋内では受け入れた生徒の動線をイメージして消毒することや、農業体験で使用する農具や送迎に使用する自家用車の消毒も定めました。

(4) 「入村式、離村式」に関する設定

原則として入村式、離村式を行わないことを定めました。

(5) 「受入中の感染予防策」の設定

受入中に行う感染予防策として、距離やマスク、咳きエチケット、換気、消毒などに加え、食事の際は皿を避けることや、とても楽しくなりますので、大声で歌わないこと等を定め、団らんと自家用車での移動は特に感染リスクが高い旨を明記しました。

(6)「対面前の検温で体温上昇がみられた場合」の設定

対面前の検温で体温上昇がみられた場合には、医師の判断を受けることを決めました。検査費用は自己負担であるということを明記しました。

(7)「受入中に感染が疑われた場合の対応」に関する設定

感染が疑われた生徒の搬送はタクシーを基本に行うことや生徒が感染した場合の診療や検査、療養、保護者への連絡等は学校側が行うこと、タクシー代や療養費用等は自己負担であることを明記しております。また、注意書きとして、遠方から訪れた生徒が隔離となった場合には、予定通りの帰宅が困難となる場合があるということも明記しました。また、フロー図で明記しました。

8. 受入農家へのガイドラインの内容説明

8月上旬に青森県と連携して開催した受入農家対象の「新型コロナウイルス感染症対策に関する研修会」で、ガイドラインを配付し、内容を説明しました。

9. 「受入農家への意識調査」の実施と「今年度の受入休止」の決定

8月下旬に受入農家を対象にアンケート形式による意識調査を行いました。その結果、6割以上の受入農家から「受入できない」という回答をいただき、「今年度の受入休止」を決定しました。この調査で「マスク・消毒をしつつ、距離をとるような接し方では心に残るような受入を提供できる自信がない」、「万が一感染が発生した場合、町内で大騒ぎになる」等の意見が寄せられました。

10. 受入再開に向けて

全国的に4月、5月等の時期に「今年度の受入中止」を決定した受入地域団体は多いと思います。当協議会では10月、11月には受入を再開したいと思い準備を進めてきましたが、残念ながら受入中止となり、このガイドラインの内容を実証できていない状況です。

南部町ではまだ1人も感染者が出ておりません。多くの農村地域では感染者がゼロで、感染に対する恐怖が大きく、不安な方も多いと思います。そのため、受入に対して抵抗を感じている方が多い状況です。受入再開に向けては住民の不安解消も求められます。

そうした中で、考えられる受入方が2つあります。まずは遠方ではなく、感染者数の少ない近隣の学校による受入再開です。もう一つは参加者を分散させる方法です。受入側として「3つの密」を避けるために「農業体験と観光のグループ分け」や県内や近隣の県と連携して「より広域による受入」です。これを機会に新しい受入方も考えていく必要があるのではないかと思います。

11. 最後に

「新しい生活様式」により学校や家庭等で距離をとることに慣れていく子ども達のために人とふれあう交流の必要性が増していくと思いますが、受入再開は白紙の状態です。受入に携わらない住民の心境も加味して再開していかなければ、中傷を受ける事態も考えられます。今後は以前のように子どもも受入農家も楽しみながら交流していけるように協議、検討を重ねていかなければならないと思っております。

(2) 福岡県会場の事例発表（萩市ふるさとツーリズム推進協議会）の要旨



萩市ふるさとツーリズム推進協議会
事務局長 宮崎 隆 秀 氏
(山口県萩市)

1. 自己紹介

萩市ふるさとツーリズム推進協議会の宮崎です。よろしくお願ひ致します。私の出身は山口県萩市ではなく、神奈川県川崎市になります。5年前に萩市に移住をしたのですが、総務省の「地域おこし協力隊」として着任したのがきっかけです。現在は任期を終了して、現在に至ります。

2. 山口県萩市の特色

現在の萩市の人口は45,000人です。私が地域おこし協力隊として着任した時は50,000人を超えていましたが、毎年1,000人近くの方が減少しています。山陽新幹線の新山口駅、あるいは宇部空港とか石見空港といった近くの空港から60分～70分ほどの場所に位置しています。萩市は、歴史遺産がすごく特徴的な街で、世界遺産などの歴史遺産が数多く存在しています。また、日本海に面しており、山間部もありますので、海と山の恵みが豊富で、観光業、農業、漁業が萩市の基幹産業となっています。

3. 萩市ふるさとツーリズム推進協議会の紹介

私どもの協議会の設立は平成22年で、ちょうど今年が10周年です。主な事業は「ふるさとホームステイ」等の農泊による受入です。最初は国内の学校を対象にした受入が主体でしたが、国際交流等の海外からの受入も行うようになり、昨年度から本格的に受け入れを始めたところです。

また、「団体向けの日帰り体験」も受け入れています。以前に、干物づくり体験、竹の産地であることを活かした竹がみづくり等の体験を提供しました。

組織形態は、任意団体ではありますが、民間企業が本協議会の事務局を運営しています。ふるさとホームステイ等の受入家庭数は50軒です。私が地域おこし協力隊として着任した時から軒数がかかり減ってきています。現在の受入可能人数は150名ですが、やはり減少傾向にあります。それでも、平成29年から受入実績が1千名を超え、少しずつ増えてきている状況でした。

4. コロナ禍に入った今年度の受入状況

今年度の受入状況を紹介します。当初の受入予定人数は、国内・外から900名前後でしたが、コロナ禍に入り、全て予約がキャンセルになり、本協議会の収入は全くなくなりました。任意団体なので、国の持続化給付金は対象外で、給付いただけない状況です。これまでの積立金を切り崩してやりくりをしているのが現状です。

5. 来年度の受入予約は「未確定」が多い

来年度以降もコロナ禍による影響が続くというのが私たちの見通しです。

来年度の予約はいただいています。例年であれば、学校の「仮予約」が確定する時期ですが、残念ながら未確定が多い状況です。海外の旅行会社等からも予約をいただいています。当初予定よりもかなり減少する見込みです。そもそもコロナ禍で、入国あるいは出国制限が必須条件になっていますので、全てキャンセルになることも考えられます。

6. コロナ禍での今後の取組方の検討

今年の2月頃から国内で新型コロナウイルスによる感染が拡大していく中で、今後どうなるのかを見守っていましたが、4月頃から学校からキャンセルの連絡をいただくようになり、海外の旅行会社等からもキャンセルの連絡をいただくようになりました。

そこで、本協議会の役員会で、今後どのように取り組んでいけば良いのか、他の受入地域での取組状況や旅行会社や宿泊施設の感染拡大予防の取組等を参考にしながら議論しました。しかしながら、役員会だけでは判断できず、受入家庭から意見を伺うことにしました。

7. 受入家庭からいただいたご意見

受入家庭を対象にした意見交換会を開催し、感染拡大予防ガイドラインを参考にした感染予防策が必要になることを交えながら、皆様から次のようなご意見をいただきました。

(1) マスクやフェイスシールドの着用

- ・着用したままで、今まで通りの交流ができるのかが不安です。
- ・フェイスシールドを付けたことが無いので少し抵抗があります。

(2) コロナ禍では回りの住民の理解が必要

- ・見知らぬ人がいると、不審がられてしまいます。
- ・急用で大都市圏に出かけて戻って来た時、不安がられてしまいました。

(3) 安心・安全を具体化する工夫が必要

- ・体調不良者が出た場合、これまでと異なる対応が必要であれば、緊急時の対応マニュアルの見直しが必要になると思います。
- ・この取組を回りの住民等から理解してもらうためには、どのような感染予防策を実施するのか説明できるガイドラインのようなものが必要です。
- ・宿泊者にはPCR検査を受けてもらえることを望みます。
- ・感染した場合に補償を受けられることを望みます。
- ・部屋の広さに応じて受入人数を調整した方がいいです。
- ・「マスクづくり」をメニューにしてみてもいいと思います。

8. 受入家庭を対象にした個別ヒアリングの実施

現在、各受入家庭の受入方針や受入条件を把握していくために個別ヒアリングを始めています。ヒアリングでいただいたご意見の傾向は次の通りです。

- ・受け入れても構いません。
- ・家庭内の事情で受け入れることはできません。

例：介護関係に勤めているため（職場からの要請）

孫や介助者がいるため

家族の中でも温度差があるため

- ・感染が終息して受入再開した頃に、モチベーションを保てているかが不安です。

受入家庭ごとに受入に対する思い、家族、環境、新型コロナウイルスに対する考え方、感染予防の取組方が異なっているので、それらを把握することの必要性を痛感しているところです。

9. 今後は受入方針の決定とガイドラインの作成を

今後、各受入家庭からいただいたご意見を踏まえて、本協議会としての受入方針を決定し、受入家庭や旅行会社、学校の方に伝えていく予定です。

さらに、萩市や山口県と連携したガイドラインを作成し、その内容に基づく感染拡大予防の研修会を開催していきたいと考えています。

10. ポストコロナに向けた新たな受入環境の整備

ポストコロナに向けて、インバウンドや個人旅行者を想定した受入体制の整備に取り組んでいます。これまでの受入実績は学校等の団体旅行者が主体でしたが、本協議会の収益構造を改善するためにそれ以外のお客様を受け入れていく必要がありました。現在、萩市を周遊できる動線づくりをするために、別団体と連携してガイド付きのサイクリングツアーを造成しています。その他に、農村漁村の地域資源を活かした体験プログラムを作成し、受入家庭に泊まったお客様に楽しんでいただけるように取り組んでいるところです。

11. まとめ

最後に、受入再会に向けて必要だと思うことを5点お話しします。

- ・都市部と地方の間に感染に対する温度差が生じていること
- ・受入家庭の心理状況の変化を注視していくこと
- ・受入再開後の受入家庭のフォローアップ
- ・受入側と送り側の間での事前の話し合い
- ・感染発生時に補償を受けられる制度の整備

8月の意見交換会の時と比べて、受入に対する心理的なハードルが下がっている受入家庭が増えてきているように感じます。受入に対するネガティブなご意見も共有して不安を取り除いていくためにも、これからも定期的に受入家庭のご意見を伺っていく必要があると考えています。

現在、本協議会の受入方針が決定していない状態ですが、地域の将来に貢献していくためにも「まず動き出す」ことが最も大切だと感じています。受入家庭の方々のご意見を踏まえた上で、今後の受入方針をしっかりと決定し、今後の受入体制をしっかりと整備していきたいと思っています。

(3) 静岡県会場の事例発表（NPO法人伊豆自然学校）の要旨



NPO 法人伊豆自然学校
理事長 鈴木 達 志 氏
(静岡県西伊豆町)

1. はじめに

NPO法人伊豆自然学校 鈴木達志です。よろしくお願いします。神奈川県から静岡県西伊豆町に移住して、海での自然体験の提供や漁家民宿を活用したふるさとホームステイの手配等を行っています。また、学校等の団体以外に「個人旅行者」も受け入れています。

2. 今年度当初の予約は全てキャンセルに

今年度当初は、小学校の修学旅行、中学校の自然体験教室など、多くの体験型教育旅行のご予約をいただいていたのですが、3月くらいに各学校から連絡があり、新型コロナウイルス感染拡大による影響で全てキャンセルになりました。

3. 町ぐるみによる感染予防の取組

受入側として、非常事態宣言の中で今できることを考えたところ、町ぐるみで感染拡大予防策を整備していかなければ、コロナ禍でお客様が安心してお越しいただけないことに気づきました。

そこで、町の観光協会・商工会・温泉組合、そして西伊豆町が共同で、町全体で感染拡大予防に取り組むプログラム「SAVE the NISHIIZU」を立ち上げました。

まず、観光立町として、お客様を迎えるに当たっての「行動指針」を策定しました。

- ・町民の健康を第一とすること
- ・受入側では新型コロナウイルスの防疫を学び、具体的な感染予防を図ること
- ・差別的な行動を行わないこと等

がその要点です。

次に「基本指針」を策定しました。これは「私たちができる感染予防策は何か」をまとめ、「簡単なことでも構わないので必ず感染予防に取り組むこと」を呼びかけたものです。

これを町民に回覧板で回して、「手洗い、消毒などの励行」を呼びかけました。町外からの来訪者に対しても「感染拡大予防のために、衛生管理のご協力をお願い」をしてきました。

また、業種別のガイドラインを策定しました。町には「宿泊、観光施設、飲食、小売、製造、交通、体験等」の業者がいますが、それぞれの業種のガイドラインを策定しました。

4. 「体験ガイドライン」の策定

体験業のガイドラインは当団体が全て策定しました。大きく8つの項目に分かれています。

「予約受付」、「受入人数の調整」、「参加登録票、検温、消毒、体験の事前説明」、「機材の消毒」、「従業員・接客管理の基準」等です。

実際にこの内容に基づきお客様を受け入れてみると、その都度、改善点が見つかりました。その

都度調整して修正して、改善しています。例えば、検温ですが、当初は「健康チェックシートで体調不良のお客様を確認できた場合は検温を実施する」でしたが、「必ず全ての体験参加者に検温を実施すること」とし、検温はお客様の申告だけではなく、受入側でも実施することにしました。

5. 参加登録票の記入のお願い

お客様には「参加登録票の記入」をお願いしています。これは「損害保険への加入」のために例年でも行っていました。例年の記入事項は「お客様の名前と住所」等でしたが、今年はさらに「電話番号」を追加しました。もし当方で感染クラスターが発生した時に、その際に参加していたお客様に連絡するためです。これに対して、お客様からクレームをいただいたことは一回もありません。

6. 設備・機材の消毒・洗浄の徹底

施設内のテーブル等の設備や体験で使用する機材は全て消毒液で拭いています。

お客様にはドアを開けたり触ったりした後は消毒をお願いしています。参加登録票も消毒していますが、受け取る場所と提出する場所を分けています。

シュノーケルセットは、手に触れるところ、着るところ、顔に付けるところ、シュノーケルで口に咥えるところ、これらは全て洗浄します。その後は、紫外線で殺菌して、さらにお客様に手渡す前に、アルコールで消毒してから渡しています。工作体験の時も全て消毒や洗浄を行います。鉛筆も一本一本洗っています。

これらの取組を徹底することは相当厳しいですが、新型コロナウイルスを「もらわない・うつさない・ひろげない」ために、これ以上できないところまでやっているという自負を持ちながらお客様をお迎えしています。

7. 予約受付ポリシーの公開

お客様に事前に感染予防に協力いただくために「予約受付ポリシー」を策定しました。これをお客様にご覧いただくために当団体のWEBサイトのトップページに掲載しました。実際に公開してから、お客様がより納得いただけるように、ビジュアル的に見やすく改善しています。

8. ステッカーによる感染予防の見える化

感染予防の取組が一目で分かるステッカーを作って施設の入口に貼りました。お客様に安心して楽しんでいただくためには、感染予防の見える化も必要だと思います。

9. 観光予約サイトでの情報公開

当団体のウェブサイトをご覧になった観光予約サイト「じゃらん」の担当者から「貴団体の体験プログラムはしっかりとした感染予防策が取られているので、当社のウェブサイトに載せてもいいですか」という連絡をいただいたので、公開いただくことにしました。

10. 例年よりも多かった夏の体験者数

今年の夏は例年に比べてもお客様が多かったです。

シーカヤック体験では、6月1日から10月3日までの間、毎日受け入れました。ただし、例年は毎回15艇を出していたのですが、今年はその約半分の7艇にしました。事前に例年よりも艇数を減らしていることを告知することで、お客様に安心していただくためにそうしました。

工作体験も受け入れています。工作機はいっぱいありますが、1回当たり3組に限定しました。やはり感染予防策をしっかりとしていることがお客様にとっての安心につながると思います。

11. 客層の大きな変化

客層が大きく変わりました。例年の主な客層は「ファミリー層」でしたが、今年は大変少なく、10%以下くらいです。その代わり、「夫婦」や「カップル」がすごく増加し、仲良しの家族同士等の「小グループ」も来られています。「県外からのお客様」は割合的には変わらずいらっやっています。「県内からのお客様」がかなり増加しました。まさに「都道府県またぎ」というキーワードの通りです。同じ県内でも隣接市町村からもいらっやいました。隣接する市町村の方は「日帰り」ですが、浜松市や静岡市等の方は西伊豆町に宿泊いただいています。

12. 9月から学校教育旅行の問い合わせの増加

学校教育旅行の予約は3月の段階ですべてキャンセルになりましたが、9月に入ってから旅行会社からの問い合わせが入ってきました。伺った話では、春先の学校教育旅行を延期した学校が感染可能性のより低い地域や最寄りの地域に「方面替え」を希望しているということでした。すべて「県内の学校」で、10月に4校を受け入れ、来年1月の予約もいただいています。

13. 今年度の学校教育旅行の予約は「体験+ホテル・旅館の宿泊」のみ

今年度の学校教育旅行の予約で人気がある体験プログラムは「ジオ学習を伴ったジオ散歩」です。西伊豆町の堂ヶ島の崖を子ども達と一緒に歩きながら、地層を探せる体験学習を行うものです。この取組で気をつけていることは参加する子供達を「小グループ」に分けることです。子供達は日頃から一緒にいるので、人と人の距離をあまりとられていません。学校の子供達は百人単位で来られますので、当団体のインストラクターが5～6人に分かれて対応しています。

宿泊先については「近郊の大型ホテル、大型旅館」が利用されています。学校は、コロナ禍で宿泊先を分散させるよりも、集団で管理することを望んでいます。当団体では漁家民宿へのふるさとホームステイを手配していましたが、現在は需要が無く、受入休止しています。

14. 今後の学校教育旅行の受入について

コロナ禍が収束するまでは「体験+ホテル・旅館の宿泊」というスタイルが定着していくとみています。コロナ禍で学校も体験学習の実施が難しくなっていると思います。当団体では、感染予防のためにしっかりと管理をしつつ、子供達の修学機会になる体験プログラムが必要だと考えています。現在、学校にプレゼンできるようなプログラムを開発しているところです。

子供農山漁村交流の受け入れを行っている地域や団体は全国的に厳しい状況です。当団体では、感染拡大予防を徹底的に図りつつ、客層に応じた体験プログラムの提供を通じて盛り返しを図っていきたいと思います。

(4) 千葉県会場の事例発表（NPO法人千葉自然学校）の要旨



NPO法人千葉自然学校
佐藤 玲子 氏
(千葉県千葉市)

1. はじめに

NPO 法人千葉自然学校の佐藤です。本日はよろしくお願いいたします。

当団体は、千葉県内で様々な自然体験活動を実施しています。それ以外にも学校教育旅行のコーディネート、行政・企業からの受託事業や体験のサポート等を行っております。私は普段、学校教育旅行のコーディネートに従事しており、中学生の体験を手配しています。

2. 当団体による子供農山漁村交流事業の紹介

当団体では3つの子供農山漁村交流事業に取り組んでいます。

(1) 自然体験事業

当団体が主催者となり参加者を募集し、実際に参加者を農山漁村に送る取組です。

(2) 都市農村交流施設

当団体では南房総市に所有している古民家を農泊施設として受け入れています。

(3) 青少年教育施設

子供達を対象にした集団宿泊施設で、教育旅行の受入を行っております。

3. 多くの関係者による復旧支援

昨年の9月に台風で、千葉県の各地で大きな被害が起きました。私たちがメインのフィールドにしている南房総市も大きな被害を受けまして、大房岬という自然公園の道につながる木々が風でなぎ倒され、中にも入れず、途方に暮れる状態でした。

そんな時に、当団体の活動に関わられた方々が南房総市まで来られて、力を貸していただきました。小学生も片付けをしてくれました。本当に多くの方々が来ていただけたので、自分達のフィールドだけでなく、周辺地域の復旧にも携わっていただきました。大房岬がある富浦町はビワが特産ですが、ビワ山は傾斜がきつく、台風による倒木でひどい状況でした。地元ではビワの生産がもう続けられない、やめようかという農家の声が届き、そこに応援に来てくださった方々と倒木の撤去作業を行いました。

復旧支援に携わった方々とはその後も関係が続いています。交流人口から関係人口へ、温かくて深い関わりを持っていただいています。

4. 環境整備直後に発生した新型コロナウイルスの感染拡大

今年の3月によりやく子供達が安全に訪れることができる環境が整って、これからという時に、新型コロナウイルスによる感染拡大が発生し、当団体でも活動自粛に入りました。

5. 感染拡大予防ガイドラインの作成

4月から6月中旬まで、自然体験事業をすべて中止しました。緊急事態宣言の期間中、自然体験による感染拡大を予防するためのガイドラインを作成していました。ただし、その作成は大変でした。この取組では、移動では貸切バスを使い、宿泊や食事もあるので、各業界のガイドラインを参考にしながら、時間をかけて作成しました。

最近では各業界のガイドラインもかなり更新されていて、貸切バスも「換気機能の良いバスであれば、席位置は片方の座席に限定しなくても構わないこと」になりました。こうした更新を踏まえて修正していくことにしています。

6. スタッフの健康管理の徹底

活動再開に当たって、ボランティアを含むスタッフの健康管理に配慮しました。特に、ボランティアは大学生が多く、子供達の体験活動に関わるということで、外で遊びたいという気持ちを抑えてもらい、スタッフと同様の健康管理を行いました。

7. 感染予防のための活動計画の見直し

活動中の感染予防のために、当初の活動計画をかなり見直しました。例えば、参加人数はバスの定員と宿泊施設の広さに応じて当初よりも半分から7割程度に減らしました。使用する会場は事前に確認して、その広さや設備に応じた活動内容にしました。

8. 保護者向けに当団体による感染予防策の紹介

こうした対策をしても保護者の理解を得られないと参加いただけません。これらの感染予防策をしっかりと紹介してきました。それによりかなり問い合わせもありました。中には「親が東京に勤めている」、「三世代で暮らしている」等の理由でキャンセルを受けることもありました。

9. オンラインの活用

オンラインの活用を試みました。まず、オンラインによる事前説明会を実施しました。保護者にとってオンラインは参加しやすいことが分かりました。オンラインによるガイドツアーにも取り組んでいます。

10. 保護者負担の軽減のために「GO-TOトラベルの支援事業」の活用予定

この自然体験事業は今も継続していて、冬のプログラムはGO-TOトラベルの支援事業を使う予定となっています。家庭が経済的に影響を受けていることもあり、この事業をうまく活用していきたいと考えています。

11. 都市農村交流拠点「古民家ろくすけ」での取組

当団体が管理する都市農村交流拠点「古民家ろくすけ」は1棟貸しが基本で、特にファミリーにご利用いただいております。築190年の茅葺古民家で、時間が止まった感じの雰囲気です。

4月から6月中旬までは受入を停止していました。この決定は住民の気持ちを最優先に考えた結果です。私達は地域の方々と共同で立ち上げた「平群ツーリズム協議会」として体験活動を実施しています。当時、地域の方々は孫や家族の帰省を我慢させている状況でした。しばらく一般による利用を停止しました。協議会の方々と相談して、7月中旬から当団体主催事業による利用を、9月から一般利用を再開しました。

受入再開に向けて、事前の整備を図り、受入中の対応を含めたマニュアルを作成して、スタッフ

全員が共有しました。

今後も、地域の方々と相談しながら、利用者が地域と関わっていただけるような仕組みづくりをしていきたいと考えています。

12. 青少年教育施設での取組

当団体では、子供農山漁村交流のメインの施設となる2か所の青少年教育施設「君津の少年自然の家」と「南房総の大房岬自然の家」を指定管理で請け負っています。ここで学校団体の集団宿泊を受け入れています。

ここも4月から受入を停止し、6月中旬に「日帰りの受入」を再開しました。再開までに大変だったことは受入方の見直しで、人数の制限はどうするのか、食堂はどうするのか、職員と子供達の交流はどうするのか、一つ一つ検討していきました。オリエンテーションは動画にして、学校で事前に観ていただくことにしました。各施設の定員はかなり減ってしまったので、来られなくなってしまった学校も実際にありました。「南房総の大房岬自然の家」では去年1万人来ていただきましたが、今年2千人になりました。現在、春先に来られなくなった学校が、日帰りも含めて、なんとか子供達に体験をさせたいという動きが出ています。

千葉県では、市立小学校を対象にした「農山村留学」という取組があります。6年生が大房岬を訪れて、「南房総の大房岬自然の家」で1泊、「地域の民宿」で1泊するという地域交流の事業です。去年は15校が実施しましたが、今年は2校だけとなっています。実施校が減少した理由は、学校側の判断もありますが、受入側の民宿の方の判断もありました。孫の修学旅行が中止となったのに家で受け入れていいのかという葛藤もあったと聞いております。

13. 今後に向けて

今後に向けて、社会状況や県や市町村の取組状況を踏まえつつ、その中で来たい、実施したいという方がいらっしゃれば、我々はそれをかなえるために創意工夫していくチャレンジを続けていきたいと思っています。そのためにも、地域の方々との情報交換と話し合いを続けたいと思います。

令和2年度
子供農山漁村交流推進モデル事業の実態調査・分析
及びセミナー開催報告書
(令和3年1月)

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話 03-5253-5111 (代表)

(請負業者) 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構
(担当: 花垣、清水、山浦、畠山、宍戸)
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 45 神田金子ビル 5階
電話 03-4335-1981 (代表)